

ソニー損害保険株式会社

2018

ディスクロージャー誌

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として
新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの
実現に貢献していきます。

会社概要

社名	ソニー損害保険株式会社
(英文社名)	(Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	丹羽淳雄
設立年月日	1998年6月10日 (ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
資本金	200億円
株主	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (持株比率100%)
事業内容	損害保険業

沿革

1998年 6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 8月	資本金を50億円とする
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得し 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年 10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2000年 7月	資本金を100億円とする
2001年 8月	資本金を150億円とする
2002年 6月	ガン重点型の医療保険SURE(シュア)販売開始
2003年 6月	資本金を200億円とする
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴い その傘下に入る
2017年 1月	入院実費型の医療保険ZIPPI(ジッピー)販売開始
2018年 6月	海外旅行保険販売開始

ごあいさつ	3
ソニーフィナンシャルグループ	4
トピックス	5

経営について

お客さま本位の業務運営の取組み	6
代表的な経営指標	12
事業の概況	16
コーポレート・ガバナンス	20
コンプライアンス	22
リスク管理	24
個人情報保護および情報セキュリティへの取組み	27

CSRについて

CSR(企業の社会的責任)の取組み	29
-------------------	----

商品・サービスについて

保険のしくみ	32
販売・勧誘方針	34
商品ラインアップ	35
保険金お支払いまでの流れ	38
保険金お支払いまでのサービス	38
お客様サービス	41

■ データ編

主要な経営指標等の推移	44
事業の概要	45
経理の状況	54

■ 会社の概要

株主・株式の状況	69
取締役・監査役および執行役員一覧	70
会社の組織	71
従業員の状況	72

本冊子は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。ソニー損保についてご理解いただく上で、お役に立てていただければ幸いです。

損害保険用語の解説	73
開示項目一覧	74

ソニー損保のスローガンは
「“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～」です。
お客様にとって価値ある「違い＝Difference」を
ビジネスのあらゆる領域において創造し、
お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。
他の保険会社にはない、先進的な「違い」。
お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、
私たちは次の5つを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

ごあいさつ

平素より、ソニー損保をお引立て賜り、厚く御礼申し上げます。

2017年度は、5年連続で過去最高益を更新するなど、たいへん良好な業績を達成することができました。主力商品の自動車保険の契約件数が順調に増加し、正味収入保険料は前年度比8.0%増の1,082億円、経常収益は前年度比7.6%増の1,100億円となりました。経常利益は、損害率の低下ならびに経常収益の増加などによって、前年度比31.6%増の65億円となりました。こうした業績を実現することができたのも、ひとえにお客様ならびにステークホルダーの皆様のご支持の賜物と、あらためて感謝申し上げます。

当社は、開業以来、顧客価値の最大化を使命とし、高品質な商品・サービスの提供を通じたカスタマーエクスペリエンス(CX)の向上を、経営の最重要課題として取り組んでまいりました。2017年度は「お客さま本位の業務運営方針」を定め、「お客さまの声」を経営に活かし、価値を感じていただける商品・サービスの提供を目指す取組みに注力いたしました。

自動車保険では、事故現場での不安に関するお客様の声にお応えし、緊急対応員が24時間365日体制で事故現場に急行する「セコム事故現場かけつけサービス」を開始しました。また、自動ブレーキ装置を装着した自動車の保険料を割引く「ASV割引(自動ブレーキ割引)」の導入やロードサービスの一層の拡充など、サービスや商品の強化を図りました。

医療保険では、「先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス」の対応医療機関の追加や、保険金請求窓口の営業時間の土・日・休日への拡大、「ウェブ保険金請求サービス」の導入など、お客様の利便性とサービス品質の向上に努めました。

また、ウェブサイトやスマートフォンによる手続き範囲の拡大およびユーザビリティの改善、チャットやLINE等による多様なお問合せ手段の整備、研修プログラムの強化によるスタッフの対応力の向上など、お客様とのさまざまな接点におけるCXの向上を図りました。こうした取組みの結果、2017年度のお客様満足に関する各種外部調査においても、最高ランクの評価をいただいております。今後も引き続き、ダイレクトモデルの特長を活かし、「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、あらゆる領域の品質向上を図ることでダイレクト保険の信頼感を一層高めてまいります。



昨年度は、中長期的な方針や新たな施策の検討を通じて2020年度までの3カ年の中期計画を策定し、その実現に向けた取組みを進めております。当社の主力商品である自動車保険においては、安全運転支援システムの普及・自動運転車の実用化、少子高齢化の進展、シェアリングエコノミーの拡大など、ビジネス環境の大きな変化が予想されています。そうした中においても、変革への対応を着実に進めることにより、自動車保険の持続的な成長を実現してまいります。同時に、医療、傷害、火災等、自動車保険以外の領域においてもダイレクトの強みを活かした積極的な拡大を進めることで、長期にわたる安定的な収益基盤の強化に取り組んでまいります。また、フィンテックをはじめとする先端テクノロジーや先進IT技術の活用を通じ、商品やサービスの強化・拡充とオペレーション改革による業務効率の一層の向上を進めてまいります。

当社は今後も、顧客価値の最大化への挑戦を継続することで信頼のブランド力をさらに高め、ダイレクト損害保険のリーディングカンパニーとして、一層、存在感のある企業となるよう努めてまいります。

引き続き、皆様のご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 丹羽 淳雄

ソニーフィナンシャルグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルグループは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と、当社、ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。

ソニーフィナンシャルグループのビジョン

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能〈貯める・増やす・借りる・守る〉を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

ソニーフィナンシャルグループ各社の特長

● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

傘下に置く各社の経営管理を行うとともに、ソニーフィナンシャルグループの金融機能の融合を推進しています。

● ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

お客様ひとりひとりのライフプランに基づく最適な保障をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生にわたってお客様の人生をサポートしています。

● ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心とした質の高い金融商品・サービスのほか、利便性の高い住宅ローンなどを提供しています。

● ソニー・ライフケア株式会社

いつまでも、安心してご自身に合った生活を送っていただけるように、ご利用者の「生活」を中心に置いた介護サービスを提供します。

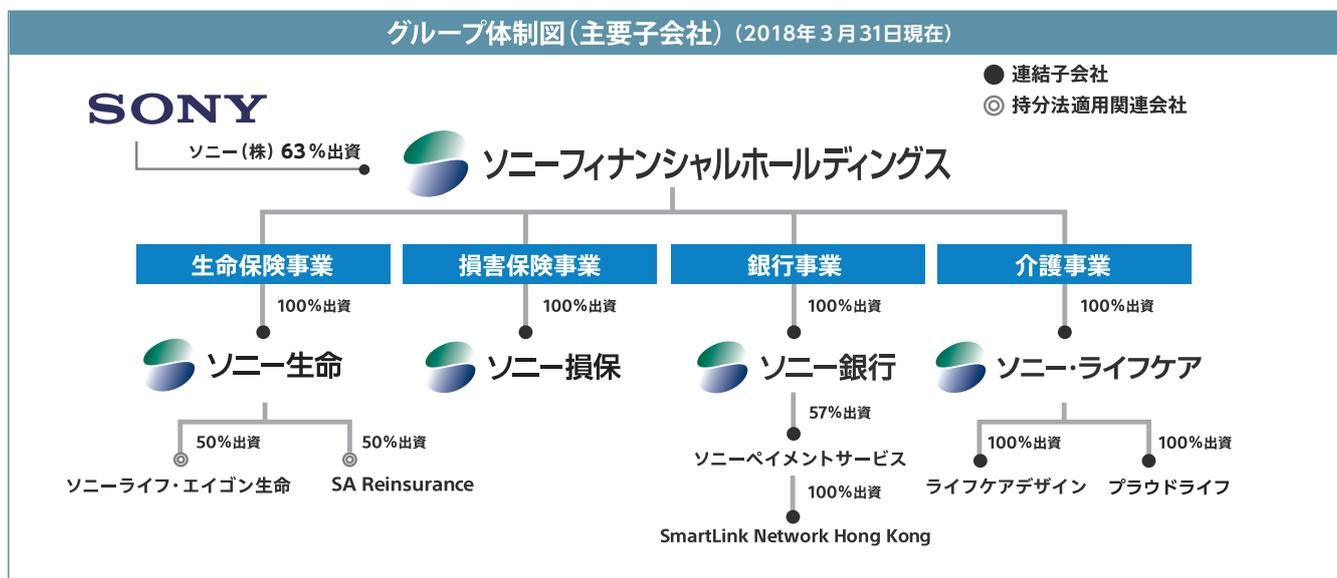
ソニー損保とソニーフィナンシャルグループ各社との連携

2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー（営業社員）が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の火災保険を販売しています。また、ソニー損保のウェブサイトでもソニー生命やソニー銀行の商品を紹介するほか、ソニー生命やソニー銀行のウェブサイトでソニー損保の商品を紹介するなど、相互連携を図っています。

ソニーフィナンシャルグループとソニーグループとの連携

ソニーフィナンシャルグループの各社は、ソニーグループの先進的な技術を活かした連携を行っています。また、社会貢献活動・環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへの参加などを通じ、ソニーグループの一員としても活動しています。

グループ体制図(主要子会社) (2018年3月31日現在)



自動車保険で「セコム事故現場かけつけサービス」の開始(2017年4月)

2017年4月から、お客様が大きな不安を感じる事故直後をサポートできるよう、セコム株式会社(以下「セコム」)の緊急対処員が24時間365日体制で事故現場に急行し、「事故発生時の対応のご説明」「お困りの点のヒアリング」「警察への連絡や救急車、レッカーなどの手配」といったサービスを無料で提供しています。同年11月からはサービスを拡充し、セコムの緊急対処員が「事故状況の確認」「事故の相手方へのヒアリング」「事故現場や事故車両の撮影」までサポートしています。

※ 「セコム事故現場かけつけサービス」については、41ページをご参照ください。



自動車保険のCMに、松本白鸚さん・内田有紀さんを起用(2017年7月)

歌舞伎俳優の松本白鸚さんと女優の内田有紀さんを起用した自動車保険のテレビCMを、2017年7月から全国で放映しています。「安心を、もっと安く。」を共通テーマに、自動車保険の要である「安心」をお客様により手頃な保険料で提供していきたいという、ソニー損保の気持ちを込めました。



テュフ ラインランド ジャパンの認証を取得した修理工場との提携を推進(2017年12月～)

2017年12月1日から、テュフ ラインランド ジャパン株式会社(*1)の認証を取得した修理工場との提携を推進する取組みを開始しました。

昨今、先進安全装置を搭載した自動車の開発と普及等によってその材質や構造が進化していることから、自動車を適切かつ確実に修理できる高度な技術が必要不可欠となっています。さらに、修理品質だけでなく、環境への配慮、法令遵守、業務の効率化、顧客満足の追求など、幅広い領域において一層高い水準でのサービス品質の提供が求められるようになってきました。

このような環境変化に対応し、今後もより安定的に高品質な修理サービス等をご契約者に提供していくため、第三者検査機関のエキスパートとして世界的な実績を持つテュフ ラインランド グループの認証を取得した修理工場との提携を進めることにしました。すでにソニー損保と提携しているスマイル工房についても、テュフ ラインランド グループの認証の取得を推進し、ご契約者により安心してご利用いただける、一層の高品質かつ確実な自動車修理サービスの提供に努めます。

(*1) テュフ ラインランド ジャパン株式会社は、ドイツに本社を置く国際的な第三者検査機関であるテュフ ラインランド グループの日本法人です。

「先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス」の対応医療機関を追加(2018年5月)

「先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス」とは、技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも、特に高額となる「陽子線治療」および「重粒子線治療」について、ソニー損保から医療機関に直接保険金を支払うサービスです。

対応医療機関の追加により、2018年5月時点で先進医療として「陽子線治療」「重粒子線治療」を行っているすべての医療機関(18カ所)で、同サービスのご利用が可能になりました。

インターネット専用のリスク細分型の海外旅行保険販売開始(2018年6月)

インターネット専用の海外旅行保険の販売を、2018年6月21日から開始しました。インターネット専用商品とすることで、各種手続きにかかる事務コストを削減し低廉な保険料を実現したほか、補償のカスタマイズやリピーター割引の利用により、さらに保険料を節約することも可能です。

また、インターネットの利便性を活かし、申込手続や事故報告を、24時間いつでも行えるようにしました。万一の事故やトラブル時についても、24時間365日、電話やインターネットを通じて日本語で各種サポートを実施するなど、お客様の安心・安全な海外旅行をサポートするための、充実したサービスを提供します。

お客さま本位の業務運営の取組み

ソニー損保は、スローガン“Feel the Difference”のもと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、お客様とより良い関係を築き、お客様にとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために、「お客さま本位の業務運営方針」を定めています。

お客さま本位の業務運営方針

1. 「お客さまの声」を経営に活かす取組み

お客さまにより大きな「安心」をお届けするため、また、お客さまによりご満足いただけるサービス品質を実現するため、「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしてまいります。

2. お客さまに価値を感じていただける商品・サービスの提供

ソニー損保ならではの、お客さまに価値を感じていただける商品やサービスの開発に取り組んでいます。さらに、各お客さま接点を通じたカスタマーエクスペリエンス（お客さま体験）の向上による、お客さま価値最大化に向けた取組みを進めてまいります。

3. ご契約時のお客さまへの情報提供の充実

お客さまが商品選択する上で、ご意向に沿った商品・サービスを選んでいただけるよう、重要な情報をわかりやすく提供いたします。

4. 事故解決サービス・保険金等のお支払い

ご契約後のご契約車両のトラブルや事故、病気やケガなどの場合には、担当者がお客さまとダイレクトにコミュニケーションをとり、お客さまの立場にたち、お客さまの納得感を追求した事故解決、保険金等のお支払いを行います。また、保険金支払の迅速性および適切性を確保し、お客さまからの満足と信頼を得るよう努めてまいります。

5. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を遂行するため、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めます。

「お客さま本位の業務運営方針」に基づいた主な取組みは以下のとおりです。

1. 「お客さまの声」を経営に活かす取組み

お客様からいただいたご意見やご不満の声は、会社の健全な発展と成長のための重要なメッセージとして真摯に受けとめ、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に継続的に努めています。

「ISO10002」自己適合宣言

「お客さまの声」を業務品質改善や顧客満足向上に活かす取組みを体系化することで、2011年4月に、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」（品質マネジメント～顧客満足～組織における苦情対応のための指針）に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを宣言しました。

「ISO10002」自己適合宣言後も、構築した苦情対応マネジメントシステムに基づく「お客さまの声」への対応に継続的に取組み、定期的に苦情対応マネジメントシステムの専門家に取組態勢について再確認を依頼し、第三者意見書を取得しています。

「お客さまの声」を積極的に伺うためのアンケート

お客様サービスのさらなる向上のため、ご契約に関する各種手続きをされたお客様、自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様などを対象に、当社のサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より高品質なお客様サービス実現のための施策検討に活かしています。

さらに、自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象としたアンケートの結果は、ウェブサイトの「お客様の満足・不満の声」(<https://from.sonysonpo.co.jp/auto/review/>)や「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト みんなの満足度」(<https://from.sonysonpo.co.jp/satisfaction/>)で開示しています。

☞ 「お客様の満足・不満の声」紹介ページについては、9ページをご参照ください。

「お客さまの声」を業務に活かすための態勢

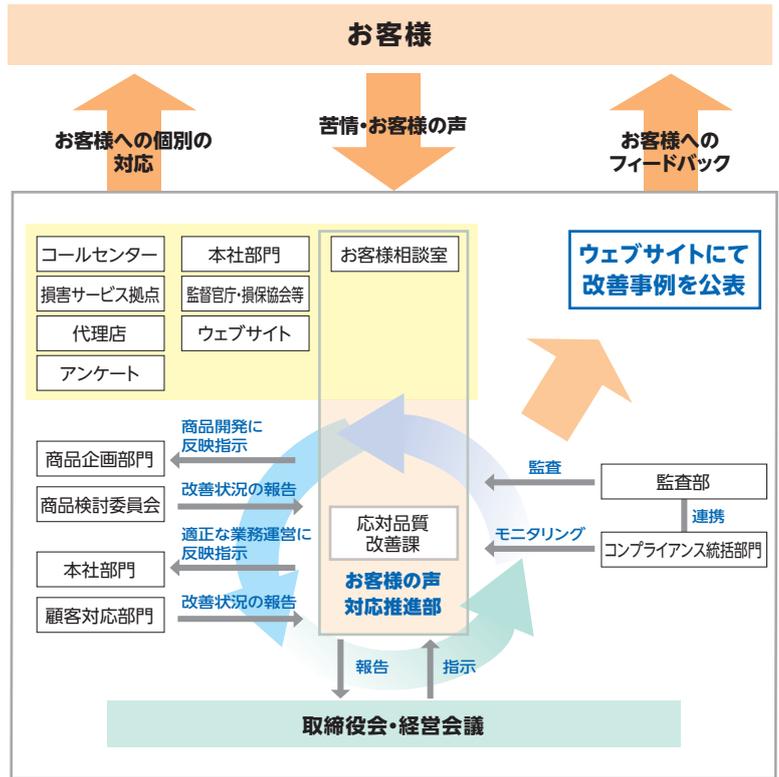
お客様相談室をはじめとする社内の各部門でお伺いした「お客さまの声」は、お客様の声対応推進部が一元的に管理し、全社で共有しています。ご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進め、四半期単位で経営陣に報告しています。なお、特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、必要に応じて関連部門にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。

なお、2017年度は、「お客さまの声」にお応えして、ウェブサイトやスマートフォンのわかりやすさの改善や、チャットやLINEなど電話以外の問合せに対応する体制の整備などに取組みました。

お客様相談室

お問合せやご相談にお応えするほか、ご意見・苦情などもお伺いしています。ひとつひとつの「お客さまの声」にしっかりと耳を傾け、お客様の気持ちに寄り添うことで、お客様に共感・納得していただけるコミュニケーションの実現を目指しています。

(電話番号:0120-101-656 受付時間:月～金 9:00～17:30(休日除く))



(2018年4月1日時点)

お客様の声の受付状況(2017年度)

2017年度(2017年4月～2018年3月)の、お客様の声の受付状況は次のとおりです。

※当社の広告・商品・サービス・仕組み、従業員、代理店等を対象とした保険契約関係者からの不満の表明などを表示しています。

区分	概要	2017年 4月～6月 (第1四半期)	2017年 7月～9月 (第2四半期)	2017年 10月～12月 (第3四半期)	2018年 1月～3月 (第4四半期)	2017年度 合計
商品・サービス		1,063	1,222	1,452	1,584	5,321
商品内容・引受制限	商品内容やご契約条件など	744	849	1,096	1,237	3,926
印刷物(パンフレット・申込書等)	字が小さい、表現が分かりにくいなど	319	373	356	347	1,395
ご契約の手続き		1,897	1,761	1,489	1,817	6,964
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明が分かりにくいなど	1,040	1,007	752	900	3,699
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法が分かりにくいなど	304	338	299	372	1,313
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	76	46	39	43	204
その他		477	370	399	502	1,748
ご契約の管理		1,316	1,257	1,171	1,386	5,130
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	2	0	0	0	2
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	753	812	787	972	3,324
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	32	21	18	14	85
その他		529	424	366	400	1,719
保険金のお支払い		975	1,053	1,231	1,081	4,340
お支払い金額	保険金のお支払い金額や説明が分かりにくいなど	169	201	243	176	789
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	541	586	665	628	2,420
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明が分かりにくいなど	26	25	26	29	106
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	205	200	253	178	836
その他		34	41	44	70	189
その他		193	204	223	220	840
いずれの区分にも該当しないもの		193	204	223	220	840
合計		5,444	5,497	5,566	6,088	22,595

2. お客さまに価値を感じていただける商品・サービスの提供

保険商品の要でもある、商品・サービスの品質向上に向けて、お客様価値最大化に向けた取組みを継続しています。

商品

自動車保険では、走行距離リスクファクターの導入（保険料は走る分だけ）や「くりこし割引」制度によりお客様に納得していただける保険料の実現を目指しているほか、「おりても特約」など特長ある特約を提供しています。また、加速・減速の発生状況（運転特性）を保険料に反映させる、日本で初めての運転行動連動型（PHYD型）の自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」を2015年2月に販売開始しました。2017年度は、自動ブレーキ装置を装着した自動車の保険料を割引く「ASV割引（自動ブレーキ割引）」導入などの商品改定を行っています。

医療保険では、がん保障を充実させた「ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉」に加え、手頃な保険料で実際にかかった費用を保障する「入院実費型の医療保険ZiPPI〈ジッピ〉」の販売を2017年1月に開始するなど、お客様にとって価値のあるソニー損保ならではの違いを感じていただける商品の開発に向けた取組みを続けています。

☞ 商品については、35～37ページをご参照ください。

サービス

カスタマーエクスペリエンス（以下、CX）の向上を経営の最重要課題として掲げ、事故解決サービス、カスタマーサービス、インターネットによるサービスなど、当社が提供するあらゆるサービスを通じた顧客体験を検証し、サービスの改善やレベル向上を図っています。CX向上の取組みを通じて、お客様にとって、一層の快適かつ価値あるサービスの提供を目指しています。

顧客体験の検証で確認できた課題に対し、2017年度は、お客様によりスムーズに保険金請求を進めていただくための説明資料の追加や、チャットやLINEを通じたお問合せの受付時間延長、見積手順の見直し、SMS（ショートメッセージサービス）の活用などに取組み、CX向上を図りました。



顧客体験を検証する社内でのワークショップの様子

3. ご契約時のお客さまへの情報提供の充実

「販売・勧誘方針」を定め、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながるメリットを活かし、カスタマーセンターにおける対応品質の強化、各種書類やウェブサイトの使いやすさ向上を通じて、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

また、ご契約にあたっては、お客様のご意向に沿った契約内容となるよう、ウェブサイトや各種書類における説明のわかりやすさを追求するなどの取組みも継続しています。

☞ 「販売・勧誘方針」については、34ページをご参照ください。

☞ 契約手続における取組みについては、32,33ページをご参照ください。

カスタマーセンター

カスタマーセンターでは、電話やメール、チャットでの問合せをはじめとするお客様とのすべてのコミュニケーションにおいて、スタッフひとりひとりが、常にわかりやすい説明やスピーディーな対応を心掛けています。

お客様のご意向に沿った適切な保険商品・補償内容を提案できるよう、スタッフの説明力向上のための教育研修に徹底して取り組んでいます。その一例が、電話対応終了

直後にお客様にご協力をお願いするウェブアンケートで、お客様からいただいた評価を、スタッフの電話対応の記憶が鮮明なうちにフィードバックして改善点を明確にすることで、スタッフのスキル向上を図っています。

また、お客様の利便性向上のため、多くのお客様にご都合の良い時間・方法でお問合せいただけるよう、受付時間延長をはじめとする各種取組も進めています。

ウェブサイト

自動車保険や医療保険など商品・サービスに関する情報や会社情報などを提供するほか、サービスの実態や品質向上に向けた取組みの紹介にも力を入れています。さらに、お客様のご意向に沿った契約内容にてお申込みいただけるよう、パソコンはもちろんスマートフォン向けのウェブサイトの使いやすさ向上や機能の充実に継続的に取組み、常に改善を図っています。



ウェブサイト画面イメージ (2018年7月現在)

■ ソニー損保ならではの情報開示「お客様の満足・不満の声」紹介ページ

自動車保険は、実際に事故にあった際にその商品の価値が分かるものです。契約前にその価値を判断することが難しい商品だからこそ、当社の実際の事故対応を経験されたお客様の声を「ご不満の声」を含め、当社の評価・評判をありのまま公開しています。2006年4月から公開を継続しており、公開しているお客様の評価件数は、総数94,536件にのびります。(2018年7月現在)



ウェブサイト画面イメージ (2018年7月現在)

■ 「ソニー損保について知っておいてほしいこと」紹介ページ

当社の自動車保険にご契約いただくにあたって、契約後に「期待していたことと違う」「こんなはずじゃなかった」とならないために、サービスの良い面だけでなく、「今の保険料よりも必ずしも安くなるとは限らない」「事故対応のサービス拠点は国内大手保険会社ほど多くない」など、マイナスの面も正直に公開しています。お客様には、当社の自動車保険についてよくご理解・ご納得いただいたうえでご契約いただきたいと考えています。

4. 事故解決サービス・保険金等のお支払い

高品質な事故解決サービスを実現するために、お客様のサポート体制にこだわっています。特に、自動車保険の事故解決において、重要な業務である示談交渉を提携会社などに外部委託することはなく、1つの事故に対して、1人の専任担当者と、サポートチームが事故を担当します。

自動車保険の事故解決サービス／ 保険金お支払いまでのサービス

自動車保険では、24時間365日体制で事故受付を行っています。事故受付後の示談交渉は、全国のサービスセンターの専任担当者がお客様とコミュニケーションをとりながら、お客様の納得感を大切に、少しでも早い事故解決を目指し責任を持って行います。

また、サービス品質の一層の向上のための取組みも進めており、2017年度には、事故直後のお客様の不安を低減できるよう、セコムの緊急対応員が24時間365日体制で事故現場に急行する「セコム事故現場かけつけサービス」を開始しました。

- ☞ 保険金お支払いまでのサービスについては、38～40ページをご参照ください。
- ☞ 「セコム事故現場かけつけサービス」については、41ページをご参照ください。

ロードサービス

お客様の快適なカーライフをサポートするため、24時間365日体制で事故時はもちろん故障時もお客様をサポートするロードサービスを、無料で付帯しています。お客様の万が一の時、お客様にご満足いただけるよう、迅速かつ適切なサービスを心掛けています。2017年度にはサービス強化の一環として、レッカーの無料けん引距離制限を、従前の50kmから150kmに拡大しました。

- ☞ 当社の指定修理工場にけん引する場合については、従来から距離制限はありません。ロードサービスについては、41ページをご参照ください。

医療保険の保険金お支払いまでのサービス

病気やケガにより入院や手術をされた場合や、がんと診断された場合などは、専任担当者がお客様からのさまざまなご相談に応じながら、保険金のお支払いまでスピーディーかつきめ細かに対応します。2017年度は、お客様の利便性向上のため、「先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス」の対応医療機関を追加したほか、保険金請求窓口の営業日を拡大し土・日・休日の受付を開始しました。

- ☞ 保険金お支払いまでのサービスについては、38～40ページをご参照ください。

適正な保険金支払のための体制

保険金支払における迅速性および適切性を確保し、お客様からの満足と信頼を得るために、「保険金支払管理方針」を定めて適切な保険金支払管理態勢を構築し、不断に見直し・改善を行うよう努めています。また、適切なタイミングに漏れなく保険金をお支払いすべく、ご契約者保護についての社員意識向上のための教育を徹底するとともに、以下の取組みを実施しています。

■ 事故受付にあたり(保険金をご請求いただくために)

自動車保険では、支払われる保険金について説明するとともに、他に対象となる保険がないかのご確認をお願いする案内をお送りしています。医療保険では、保険金請求時のお客様の負担軽減を図るとともに、漏れなく保険金をご請求いただけるよう努めています。

■ 保険金支払にあたり

研修制度の充実や業務知識確認テストの定期実施などにより損害サービス部門の社員のスキル向上を図ることに加え、保険金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守を徹底しています。

■ 保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払担当部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部門(監査部)による、保険金支払に関する監査も定期的実施しています。

■ 再審査請求制度と保険金支払審査会の運営

お客様は、保険金の支払対象外となったときに当社保険金支払部門の説明に納得できない場合、「再審査請求制度」を利用することができます。再審査請求を受けたものについては、社外の弁護士・医師・学識経験者などの有識者4名と当社関係部門長3名(2018年7月現在)で構成される「保険金支払審査会」で第三者の立場から改めて審査し、結果をお客様に文書で回答しています。

「保険金支払審査会」では、再審査の依頼があったもののほか、高度な法的・医学的判断を要する事案や医療保険の告知義務違反等に関する事案についても、査定結果の妥当性を検証しています。

2017年度は審査会を10回開催して39件の個別審議を行い、適切性確保に取組みました。保険金支払審査会の審査実績は、ウェブサイト (<https://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/cshi009.html>) でも公表しています。



保険金支払審査会の様子

5. 利益相反の適切な管理

利益相反の適切な管理

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めています。

また、代理店がお客様へ当社商品を販売・推奨する際にも、お客様のご意向に沿った商品の提案を行うために、代理店に対し適切な指導を行っています。また、代理店に支払う手数料については、その手数料の多寡にかかわらず、お客様のご意向に沿った商品の選定が行えるよう、当社の経営の健全性および代理店による保険募集の公正の確保に留意した上で、適切な設定を行うよう努めています。

※ 「利益相反管理方針」については、23ページをご参照ください。

※ 代理店による販売については、32,33ページをご参照ください。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

中立・公正な立場のお客様相談窓口として、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」や、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。

<手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関> 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求め、当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号：0570-022808(ナビダイヤル、全国共通・通話料有料)

IP電話からは 03-4332-5241

受付時間：月～金 9:15～17:00(休日除く)

*詳しくは、同協会のウェブサイト(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

<「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関> 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

*詳しくは、同機構のウェブサイト(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

*詳しくは、同センターのウェブサイト(<http://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

代表的な経営指標

最近の5事業年度における代表的な経営指標

(単位：百万円)

区 分	年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
正 味 収 入 保 険 料		88,600	91,712	95,549	100,274	108,254
正 味 損 害 率		59.3%	57.6%	57.8%	57.5%	55.9%
正 味 事 業 費 率		25.6%	26.7%	27.1%	28.3%	28.5%
コ ン バ イ ン ド ・ レ シ オ		84.9%	84.3%	84.8%	85.8%	84.4%
保 険 引 受 利 益		1,874	3,044	3,470	3,070	4,863
経 常 利 益		3,003	4,209	4,680	4,996	6,574
当 期 純 利 益		1,664	2,233	2,586	3,515	4,821
単体ソルベンシー・マージン比率		527.6%	629.6%	693.5%	730.8%	782.1%
総 資 産 額		142,714	157,919	172,323	186,537	204,362
純 資 産 額		21,418	24,741	28,305	29,409	33,189
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額		246	1,351	2,328	1,211	1,927
不 良 債 権 の 状 況		-	-	-	-	-

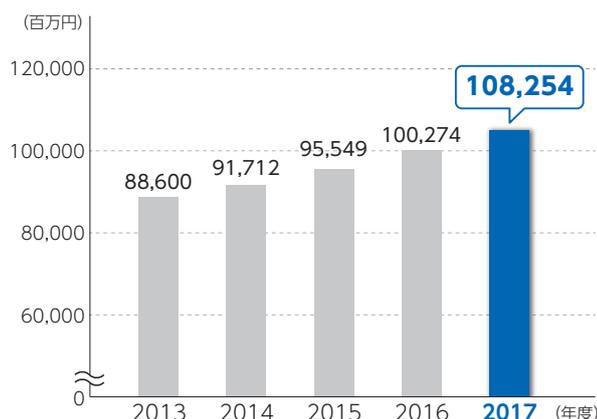
※本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

2017年度の代表的な経営指標

正味収入保険料

前年度より**8.0%**の増収となりました。

正味収入保険料の推移



主力商品の自動車保険を中心に保有契約件数が伸びた結果、正味収入保険料は前年度より8.0%増の108,254百万円となりました。

【正味収入保険料】

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

正味損害率

正味損害率の推移



前年度より**1.6**ポイント低下しました。

前年度より1.6ポイント低下し、55.9%となりました。

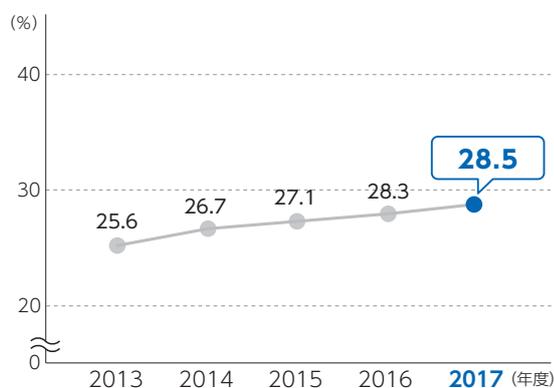
【正味損害率】

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。

$$\text{正味損害率}(\%) = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

正味事業費率

正味事業費率の推移



前年度より**0.2**ポイント上昇しました。

前年度より0.2ポイント上昇し、28.5%となりました。

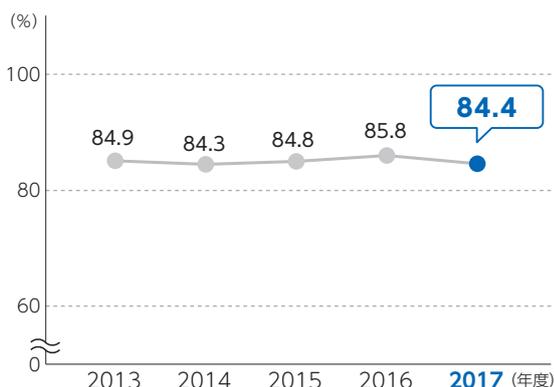
【正味事業費率】

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために要した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

$$\text{正味事業費率}(\%) = (\text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} + \text{諸手数料及び集金費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

コンバインド・レシオ

コンバインド・レシオの推移



前年度より**1.4**ポイント低下しました。

正味損害率の低下により、前年度より1.4ポイント低下の84.4%となりました。

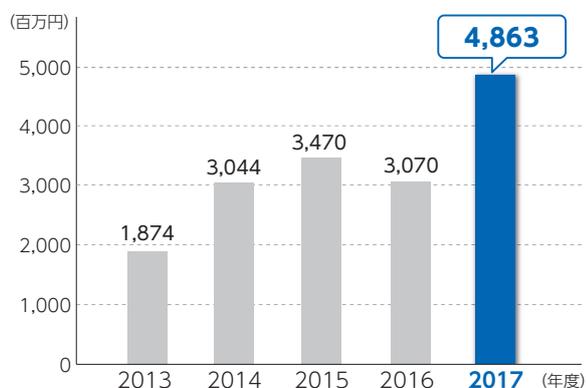
【コンバインド・レシオ】

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

$$\text{コンバインド・レシオ}(\%) = \text{正味損害率}(\%) + \text{正味事業費率}(\%)$$

保険引受利益

保険引受利益の推移



前年度より**17**億円増加しました。

正味収入保険料の増加および自動車保険の事故率の低下などにもなう損害率の低下により、前年度より1,793百万円増加し、4,863百万円となりました。

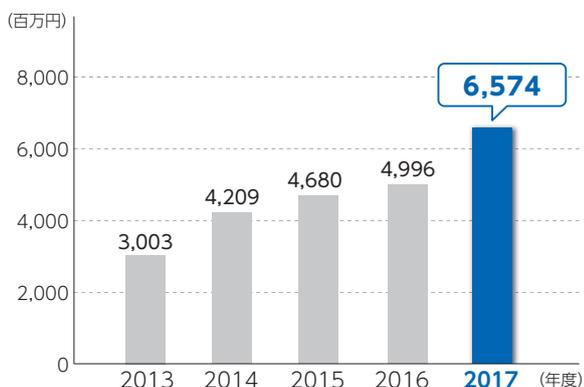
【保険引受利益】

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減したものです。

保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

経常利益・当期純利益

経常利益の推移



前年度より、**経常利益は15**億円、**当期純利益は13**億円増加しました。

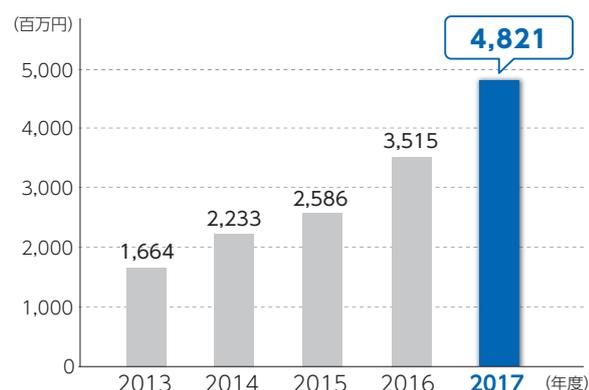
経常収益は前年度より7,758百万円増加の110,092百万円、経常費用は前年度より6,181百万円増加の103,517百万円となり、経常利益は前年度より1,577百万円増加の6,574百万円となりました。

当期純利益は前年度より1,306百万円増加の4,821百万円となりました。

【経常利益】

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。

当期純利益の推移

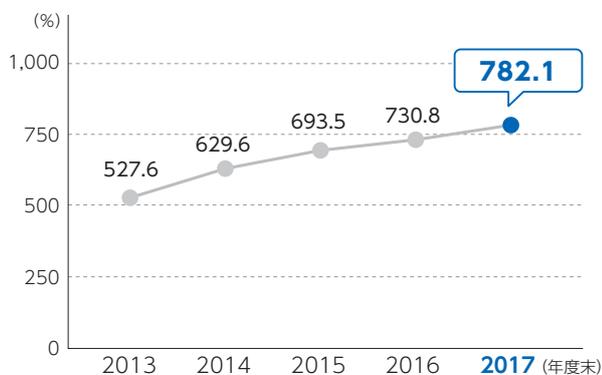


【当期純利益】

経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。

単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率の推移



前年度より**51.3**ポイント上昇しました。

前年度末より51.3ポイント上昇して、782.1%となりました。保険金の支払能力に問題がないとされる基準である200%を大きく上回る、十分な支払余力を保持しています。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

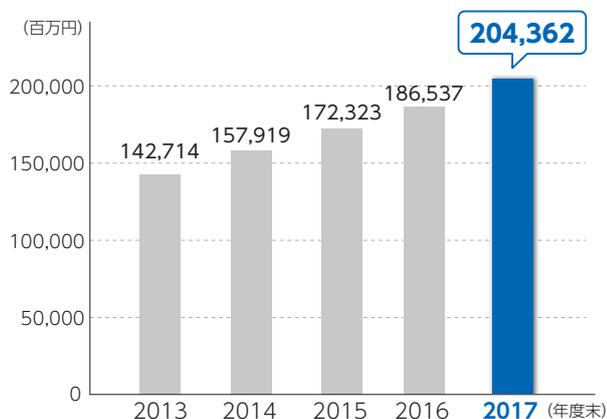
損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金などを積立していますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険（リスク）に対する保険会社の支払能力の状況を示すものが単体ソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標のひとつです。

単体ソルベンシー・マージン比率 (%)

$$= \frac{\text{単体ソルベンシー・マージン総額 (資本金・準備金等の支払余力)}}{\text{単体リスクの合計額 (通常の予測を超える危険)} \times 1/2} \times 100$$

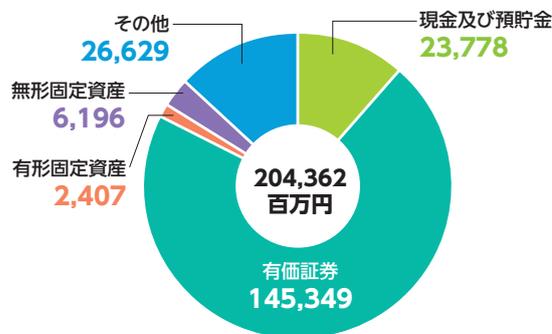
総資産額・純資産額

総資産額の推移



前年度より、総資産額は**178**億円、
純資産額は**37**億円増加しました。

2017年度末の総資産の構成 (単位)百万円

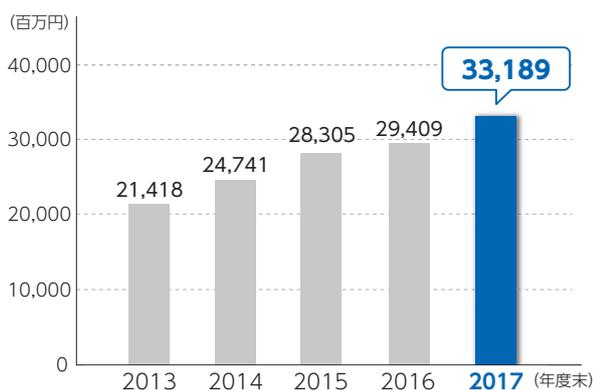


総資産額は、前年度末より17,824百万円増の204,362百万円で、総資産のうち運用資産は前年度末より22,612百万円増の169,305百万円となりました。

資産運用にあたっては、安全性、流動性に留意しつつ、安定的な収益の確保に努めています。

また、純資産額は、前年度末より3,779百万円増の33,189百万円となりました。

純資産額の推移



【総資産額】

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

【純資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。

その他有価証券評価差額

前年度末より715百万円増加し、1,927百万円となりました。

【その他有価証券評価差額】

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」に区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。「その他有価証券」は貸借対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額（評価差額）は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除した上で「純資産の部」に直接計上されます。

不良債権の状況

「リスク管理債権」「債務者区分に基づいて区分された債権」とも該当する債権はありません。

【リスク管理債権】

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する（返済状況が正常ではない）債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

【債務者区分に基づいて区分された債権】

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

事業の概況

2017年度の各種概況

事業の内容

ソニー損保は、1999年秋の開業以来、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じてお客様に商品やサービスを直接提供するダイレクト型のビジネスモデルをベースに損害保険事業を展開しています。主な取扱商品は、リスク細分型の自動車保険、がん保障に重点をおいた医療保険ならびに実費保障タイプの定期型医療保険であり、お客様とのダイレクトな関係を大切にしながら、商品やサービス品質の改善に継続的に取り組んでいます。

市場環境とソニー損保の取組み

2017年度における日本経済は、世界経済の拡大を背景に、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調が続いた一方で、当期後半にかけ、国際的な貿易摩擦懸念の高まりや円高の進行など、先行き不透明感が強まりました。

こうした状況の中、ソニー損保は引続き自動車保険や医療保険を中心とする事業展開に注力し、保険料収入は順調に増加しました。

ソニー損保は、継続的に高品質なサービスの提供とお客様満足の上を重視し、顧客価値の最大化に取り組んでいますが、2017年度においても、お客様サービスの拡充に努めました。自動車保険の事故解決サービスにおいては、事故直後のお客様の不安を低減できるよう、セコムの緊急対応員が24時間365日体制で事故現場に急行する「セコム事故現場かけつけサービス」を開始しました。また、医療保険の保険金ご請求窓口の受付を土・日・休日にも拡大するなど、サービス品質の向上に努めました。

商品面では、2017年4月以降が保険始期となる契約を対象に、自動車保険の特約である個人賠償特約の保険金限度額を引上げ、自転車による事故をはじめ日常生活の偶発的な事故により生じた損害賠償費用等の補償ニーズへの対応を強化したほか、2018年4月以降が保険始期となる契約を対象に、自動ブレーキ装置を装着した自動車向けに保険料を割引く「ASV割引（自動ブレーキ割引）」を開始しました。

マーケティング面では、自動車保険のテレビCMにおいて、歌舞伎俳優の松本白鸚さん（起用当時：松本幸四郎さん）と女優の内田有紀さんを起用し、「安心を、もっと安く。」をテーマに、自動車保険の要である「安心」をより手頃な保険料でお届けしたいという当社の姿勢をお伝えしています。

今後も「“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～」というスローガンのもと、お客様に「ソニー損保ならではの」の高品質な商品・サービスを提供していくことで、顧客価値のさらなる向上を図ってまいります。

取組みの成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、保険引受収益108,316百万円、資産運用収益1,731百万円等を合計した経常収益は、前年度に比べ7,758百万円増加し、110,092百万円となりました。一方、保険引受費用74,419百万円、営業費及び一般管理費29,096百万円等を合計した経常費用は、前年度に比べ6,181百万円増加し、103,517百万円となりました。

この結果、経常利益は6,574百万円と、前年度に比べ1,577百万円増加しました。これから特別損失35百万円、法人税等合計1,717百万円を控除した当期純利益は、前年度に比べ1,306百万円増加し、4,821百万円となりました。

■保険引受の概況

保険引受の概況については、主力の自動車保険の増収を主因として、正味収入保険料は前年度に比べ8.0%増加し、108,254百万円となりました。正味支払保険金は、前年度に比べ4.6%増加の52,482百万円となり、正味損害率は前年度より1.6ポイント低下の55.9%となりました。

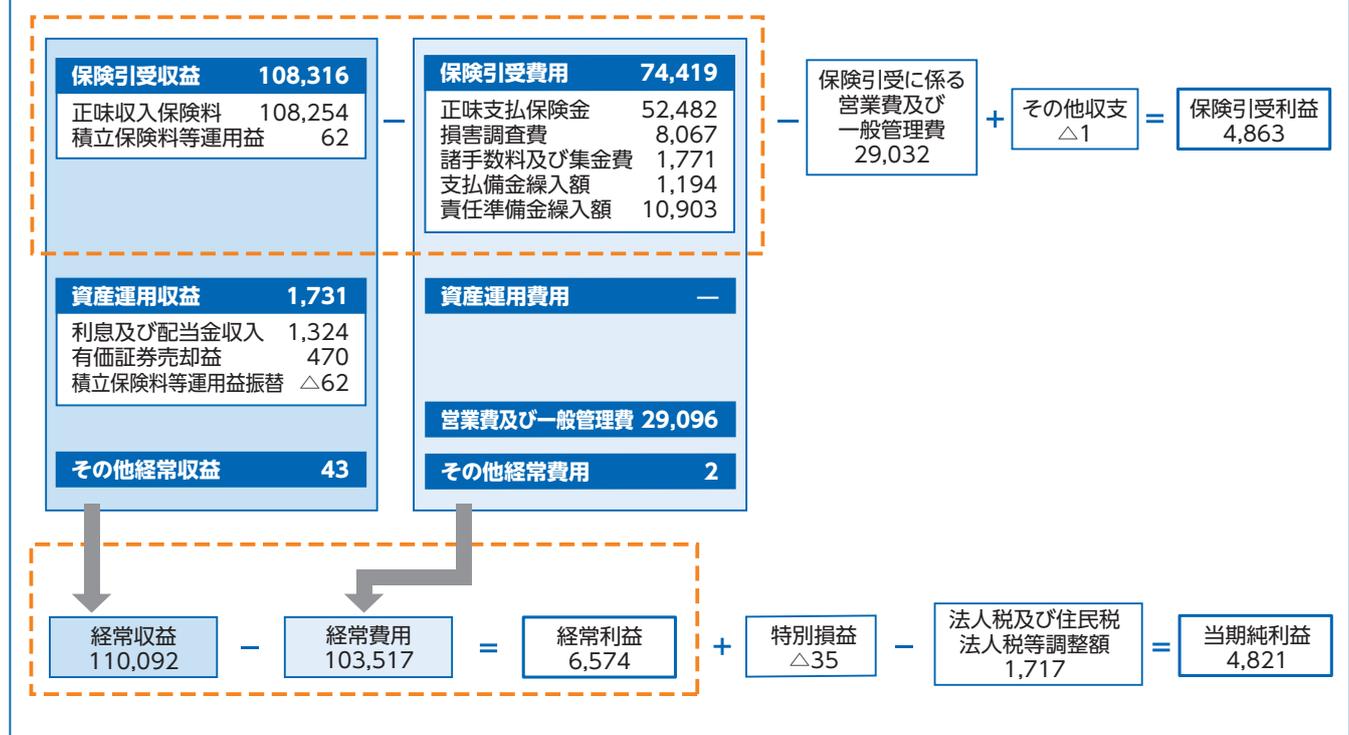
一方、正味事業費率は、広告宣伝費の増加もあり前年度より0.2ポイント上昇の28.5%となりました。保険引受利益は、保険料の増加や自動車保険の事故率の低下などに伴う損害率の低下により前年度に比べ1,793百万円増加し、4,863百万円となりました。

■資産運用の概況

2017年度期末の総資産は、前年度末に比べ17,824百万円増加して204,362百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は、前年度末に比べ22,612百万円増加して169,305百万円となり、利息及び配当金収入は1,324百万円となりました。

決算のしくみ [2017年度]

(単位：百万円)



会社が対処すべき課題

ソニー損保の中長期的な課題は以下のとおりです。2017年6月に定めた「お客さま本位の業務運営方針」に則り、これらの取組みを通じて引続きサービス品質の向上に努めるとともに、企業価値の最大化に注力し、お客様から信頼されるダイレクト保険会社を目指してまいります。

〈中長期的な課題〉

- 自動車保険の商品力強化と環境変化に向けた対応
- 長期安定収益確保に向けた、自動車保険以外の種目拡大
- カスタマーエクスペリエンスの向上を通じた顧客価値最大化
- 先進技術の積極的な活用等を通じた顧客利便性および業務効率の向上
- 成長を支えるIT基盤の整備
- ERM(全社リスク管理)の一層の高度化および経営への活用
- 法令等遵守、顧客保護等に向けた管理態勢の強化

さらに、当社はソニーフィナンシャルグループの一員として、今後ともグループ内各社との連携強化を進め、お客様のニーズに合致したサービスを提供できるよう努めてまいります。

■ ダイレクト保険会社の自動車保険市場におけるシェア

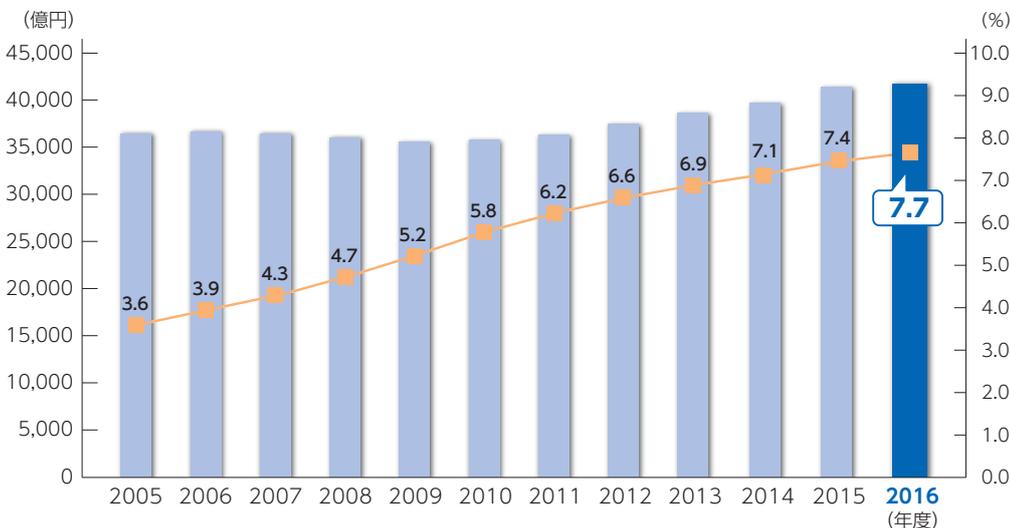
ソニー損保の主力商品である自動車保険は、国内の損害保険市場で最も構成比の大きい保険種目で、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。また、国内の自動車保険市場の保険料収入の約1割(*1)がソニー損保を含むダイレクト保険会社によるもので、約9割(*1)は大手損害保険会社などが代理店経由で販売しているものです。

自動車保険市場は、少子高齢化などにもとない自動車の保有台数が横ばいにとどまるなか、近年は事故減少等による損害率の低下により損害保険各社の収益性が回復したことなどから保険料の引下げもはじまり、市場における競争は激しくなっています。

一方で、IT技術の進歩に伴いテレマティクス保険の研究・導入が進んでいるほか、将来の自動運転車の実用化に向けた官民の取組みや法整備の議論が進展し、自動車保険を取巻く環境は変化しています。こうした環境変化を受けて自動運転車による事故への対応を目的とした自動車保険の特約が登場するなど、新たな市場の創出やビジネス機会の拡大も期待されます。

ソニー損保を含むダイレクト保険会社については、代理店型の保険会社と比較して割安な保険料体系がお客様に支持され保険料収入は順調に増加しており、自動車保険市場におけるシェアは年々拡大しています。今後もお客様の低価格志向は続く予想されるため、ダイレクト保険会社全体の市場シェアのさらなる拡大が見込まれます。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア(*2)



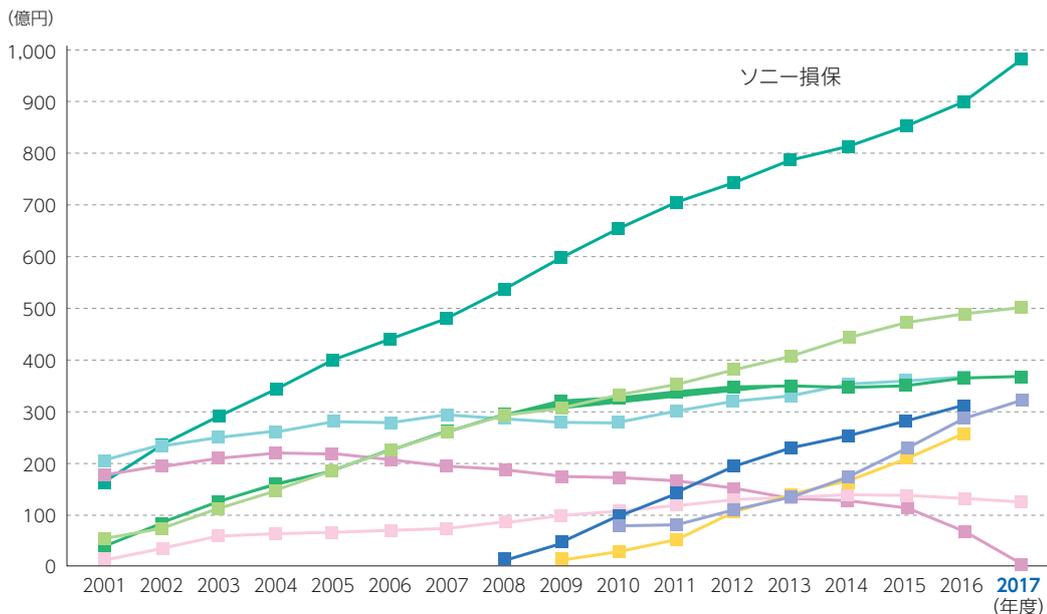
【左軸】総元受正味保険料(損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場を示す。)

【右軸】主なダイレクト保険会社のシェア

■ 自動車保険の元受正味保険料の推移

ソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において2002年度に元受正味保険料No.1(*3)となって以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として存在感を強めてきました。2017年度も保険料収入が順調に増加しました。

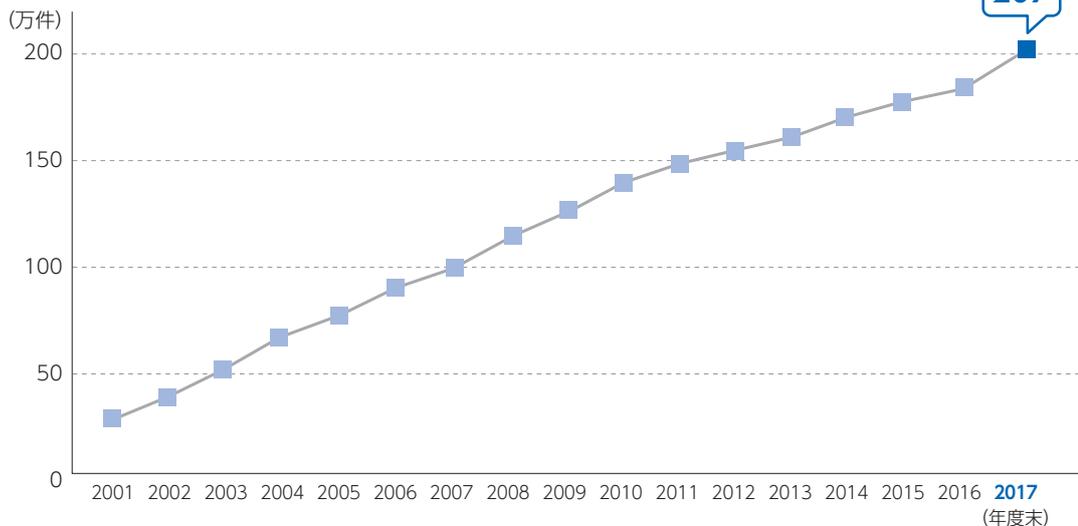
主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移(*2)(*4)



■ 保有契約件数の推移

保有契約件数は、自動車保険を中心に増加し、2018年3月末の自動車保険の保有契約件数は191万件、自動車保険と医療保険の合算では207万件となりました。

ソニー損保の保有契約件数の推移(*5)



(*1)各社の公表資料などより、ソニー損保が調査したものです。

(*2)ダイレクト保険会社とは、2017年度に自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社9社を指します。

(*3)2002年度末の時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より、ソニー損保が調査したものです。

(*4)「主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移」グラフは、各社の公表資料などから、ソニー損保が作成しています。なお、2017年度については、2018年6月29日までに公表された数値をもとに表示しています。

(*5)保有契約件数は、自動車保険および医療保険の合算数値です。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適切性を確保し企業価値を向上していくことを経営の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っています。

経営体制

■ 取締役会

2018年7月現在、取締役4名で構成されています。取締役会は、原則、月に1回開催され、経営の基本方針、経営上の重要事項等を決定するとともに、取締役の職務の執行の監督を行っています。

■ 監査役会

2018年7月現在、監査役4名で構成されています。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

■ 社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役に報告しています。

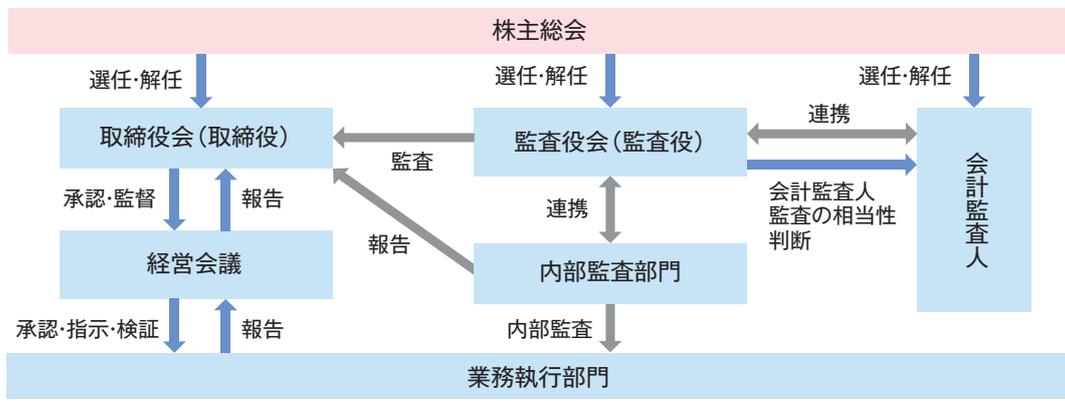
■ 社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「PwCあらた有限責任監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

■ 保険計理人による確認態勢

他の部門から独立した立場で保険料算出方法などを確認する保険計理人を置いています。保険計理人は、保険料算出方法などについて、各顧客にとって公平なものになっているか、財務の健全性に問題が生じることがないかなどを、法令等に則って確認しています。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- ② 取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③ 取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会はソニーフィナンシャルグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。

- ⑤ 取締役会等は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員及び社員に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥ 取締役会は、情報セキュリティに関する基本方針を定め、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦ 取締役会は、利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧ 取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。

⑨取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び社内規程等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
- ②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社の経営戦略、リスク特性、業務内容に応じ、適切なリスク管理を行う。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ③取締役会は、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、危機管理方針及び危機管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議および決定については、同会議に委任する。
- ③取締役会は、事業計画管理規則を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、保険業法に基づき認可を受けた損害保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための体制を構築する。
- ②当社の内部監査部門は、内部統制システムが適切に整備されてい

- るかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。
- ③親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
- ④当社は、必要に応じて親会社に当社の経営情報を提供し、また親会社内部監査部門との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役は、職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- ②監査役は、職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役及び社員は、当社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員及び社員に周知する。
- ③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- ②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。内部統制上重要と考える2017年度の主な取組みは以下のとおりです。

■ コンプライアンスに関する取組み

取締役会は、コンプライアンス・マニュアルを定め、また毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、その推進に取組んでいます。

2017年度の主な活動としては、部門別コンプライアンス・プログラムの実施や自主点検の結果確認等のモニタリングを通じ、全社的なコンプライアンス・プログラム推進活動の向上に取組みました。これらの活動の進捗状況は、四半期ごとに取締役会に報告されています。

また、取締役会は、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うため、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取組んでおり、全社を適用範囲としたISO27001の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図っています。2017年度の主な活動として、「法令等への適切な対応」「中期改善計画の推進」「ISMS活動の充実化」「サイバーセキュリティの強化」を重点施策とし、顧客情報をはじめとした各種情報資産の厳正な管理に努めてまいりました。特に、2017年5月に施行された改正個人情報保護法への対応を適切に実施し、またサイバー攻撃に備えた防御策の強化等、情報セキュリティの維持向上・強化を図っております。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報、利益相反のおそれがある取引の報告はありませんでした。

■ リスク管理に関する取組み

取締役会は、業務遂行にかかる主要なリスクについて、リスク管理部門を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取組んでいます。自己資本充実に向けては、会社の直面するリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本内に収まるよう適切なリスク選好方針を定め、統一的リスク管理を行っています。2017年度は、自己資本十分性評価の方法を経済価値基

準に移行するなど、統一的リスク管理の高度化に取組みました。

また、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、経営会議の諮問機関である危機管理委員会で重要事項を審議するとともに、取締役会が定める方針および規程に基づき、リスク分析・評価、危機発生時の態勢・手順等の整備、訓練実施、計画の見直し等の活動を継続的に実施しています。

2017年度は、「BIA(ビジネス影響度分析)の最新化」「顧客対応体制の整備」「システム停止時の事務対応およびシステム復旧方法の決定」「訓練を通じた業務継続計画の実行性向上」等の主要課題への対応を中心に、業務継続計画の一層の充実化に取組みました。

■ 効率的な職務執行体制の確保に関する取組み

取締役会および経営会議における業務執行の決定を効率的に行うために、商品検討委員会、情報システム委員会等、経営会議の諮問機関を設置し、事前審議を行っています。

■ グループ会社における業務の適正確保に関する取組み

当社の親会社であるソニーフィナンシャルホールディングス(株)との経営管理契約に則り、必要な情報をソニーフィナンシャルホールディングス(株)に適時・適切に報告しています。また、ソニーフィナンシャルホールディングス(株)の月次定例会において、経常利益、営業成績等の業績情報を報告しています。

■ 監査役監査に関する取組み

2017年度、代表取締役は監査役との会合を定期的に行い(合計3回)、監査役監査の環境整備に必要な措置に関する意見交換を行いました。また、社内通報制度を利用した通報は受理後ただちに監査役に報告されています。

コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス(法令等遵守)は経営の最重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、お客様をはじめとするステークホルダーからの信頼を確立するべく、ソニー損保は、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて、事業活動を行っています。

コンプライアンス基本方針(抜粋)

1. 「法令等」についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本意で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
3. お客様にとってわかりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、保険募集における適切性を確保します。

行動規範

ソニー損保はソニーフィナンシャルグループの一員として、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を会社の行動指針とし、すべての取締役、役員および従業員が遵守しています。

※ 「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」の内容はウェブサイトで公表しています。
・ソニーフィナンシャルグループ行動規範 (<https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n4020100.html>)

コンプライアンス推進体制

ソニー損保では、コンプライアンス統括部門の一元的管理のもと、各部門が主体となって、コンプライアンスの推進を図っています。

■ コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。

また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部門が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

■ コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを制定し、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。

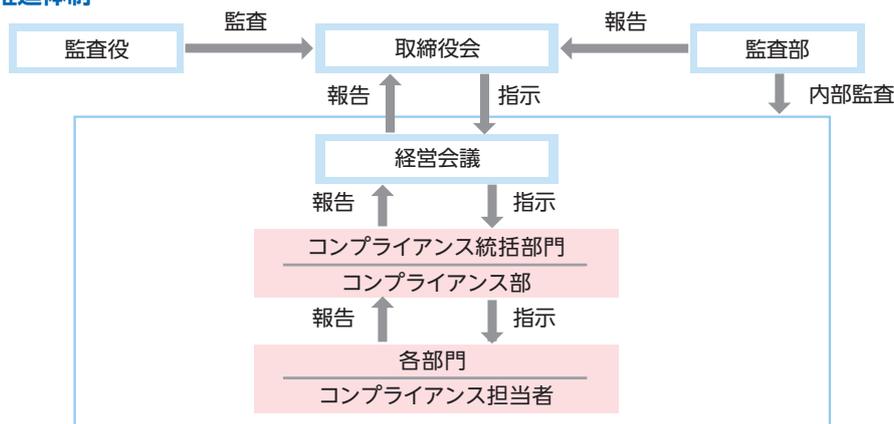
■ コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、e-ラーニング研修を含む全社員研修、新入社員研修を実施するほか、業務特性に応じた各部門内での研修などを実施することで、コンプライアンスに関する周知・浸透を図っています。

■ 通報制度

コンプライアンス上の問題が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、問題の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は全社的なコンプライアンスを確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報者の匿名性やプライバシーが確保された通報窓口を設置して、制度の実効性確保を図っています。

コンプライアンス推進体制



インサイダー情報の取扱い

ソニー損保は、ソニーフィナンシャルグループで定める「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針」を遵守し、未公開の重要な情報の漏えいを防止しています。

ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針(概要)

ソニーフィナンシャルグループ各社(以下、「当グループ各社」)は、当グループ各社の役員および従業員による、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、ソニー株式会社その他のソニーグループ各社および当グループ各社の取引先等のうち、上場会社等の株式等の売買等に関する社内規則を定め、これらの社内規則およびインサイダー取引防止関連法令等を遵守します。当グループ各社は、インサイダー取引等の未然防止に資する態勢を構築するとともに、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社は金融持株会社として、当グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引等の防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」をソニー損保でも採択し、対応態勢を整備するとともに、反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

利益相反管理方針

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

※本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、次の会社を加えた総称をいいます。
ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.およびソニーペイメントサービス株式会社

2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社における保険関連業務(損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務)に係るお客さまとします。

3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引(以下「対象取引」という。)によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを

優先する取引

- ②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引
- ③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- ④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

4. 利益相反管理体制

(1)体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者(以下「利益相反管理統括責任者」という。)を定め、当社における利益相反管理態勢を整備します。

(2)措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- ④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

(3)記録

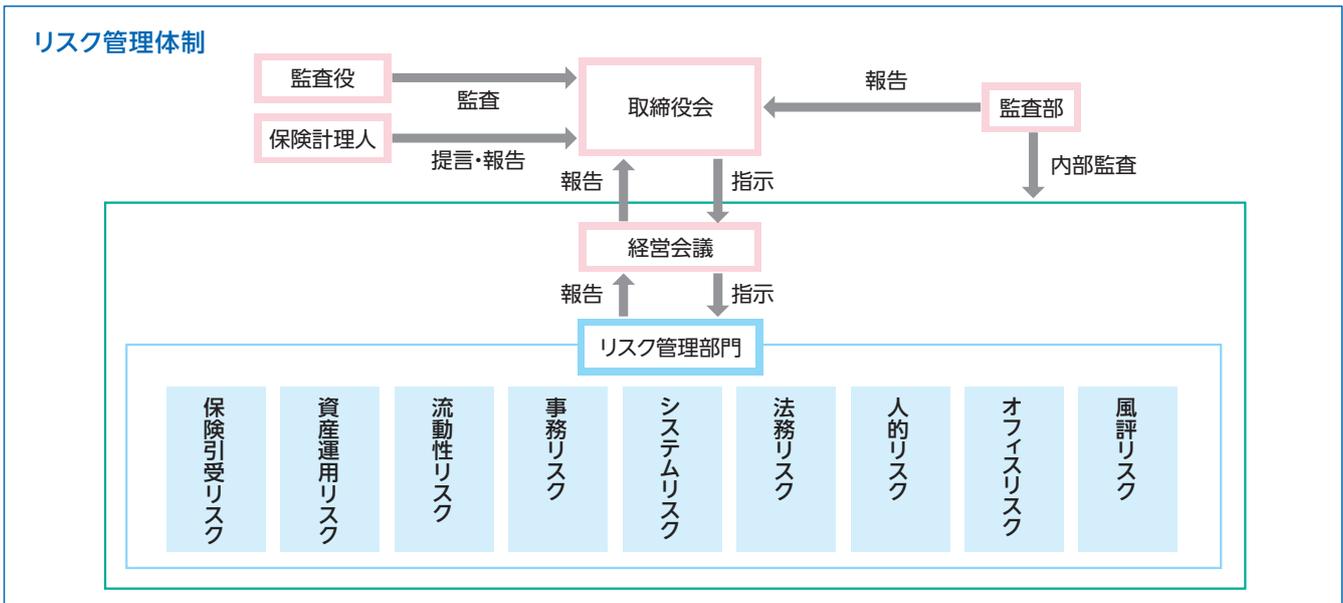
利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関する事項を適切に記録し、保存するものとします。

リスク管理

損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の最重要課題の1つとして位置づけ、リスクの的確な把握とその遁減策やリスクが顕在化したときの対策の検討など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク管理体制

業務遂行にかかる主要なリスクについてリスク管理部門を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取り組んでいます。



統合的リスク管理

当社は、会社のリスク特性に基づくリスク許容度とリスクテイクの考え方をリスク選好方針として定め、会社が直面するさまざまなリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本を超えないよう統合的リスク管理を行っています。

規制に基づくソルベンシー・マージン比率に加え、経済価値に基づき計測される統合リスク量に対し、自己資本が十分であることを示す指標 (ESR: Economic Solvency Ratio) を設定し、それら指標の水準や変動を定期的にモニタリングすることにより管理する態勢を整備しています。それぞれの指標には、最低限保持すべき水準に加えアラームポイントを設定し、状況に応じて機動的に必要な対応を講じることとしています。

なお、終身型医療保険契約を保有することに伴い発生する金利リスクをヘッジするため、超長期固定利付債券を十分に保有するなど、負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理を行っています。

予想外の大規模な自然災害や金融市場の混乱が発生した場合には、通常では考えられないような損失を被る可能性があることから、これらのリスクに対してはストレステストを実施することで、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額など影響を把握し、資本や流動性の十分性の検証を行うなど、経営判断に活用しています。

主なリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けることや必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、もし

くは将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。

当社では、これらのリスク管理の一環として「保険引受リスク管理規程」に料率や引受基準のモニタリング項目等を定め、定期的な検証を実施しています。

資産運用リスク

保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクであり、その性格から、「市場リスク」「信用リスク」等に分類されています。

■ 市場リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、資産の価値が変動して損失を被るリスク。

■ 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク。

当社では、「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。

流動性リスク

流動性リスクは、その性格から「資金繰りリスク」「市場流動性リスク」に分類されています。

■ 資金繰りリスク

保険料収入の減少や、大量解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

■ 市場流動性リスク

市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金繰りの逼迫（ひっばく）度に応じた適切な管理を行うために「流動性リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資金繰りを行っています。

事務リスク

役職員等（代理店および業務委託先における従業員を含む）が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」の他、各種業務規程等を整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化等を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの軽減に努めています。

危機管理態勢

大規模な自然災害、感染症の流行およびサイバー攻撃等、業務の継続的な遂行が困難となる事態を危機と定め、危機発生時には業務継続計画等に従い緊急対策本部を設置して対応するなど、特に役職員等の安全確保、地域社会への安全への協力、保険金等支払い等の重要業務の継続を可能とする危機管理態勢を整備しています。

また、各種シナリオに基づいた訓練を定期的実施し、危機発生により起こされる混乱および被害を最小化し、早期に当社の業務運営を健全な状態に戻すことに努めています。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことです。当社では、「システムリスク管理規程」の他、各種業務規程等を整備し、情報システムの安全かつ安定的な稼働に努めています。

法務リスク

当社業務に関連し、法令や契約等への違反、不適切な契約締結、その他法的な原因により罰則適用・損害賠償等の損失を被るリスクのことです。当社では、法務リスク管理態勢の構築、および法務リスクの軽減を図るために必要な手順・管理方法等を「法務リスク管理規程」に定め、業務や取引の適法性の確認・検証等に取り組んでいます。

人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（採用、退職、評価、処遇、育成、労務管理等の問題）や差別的行為（人権）から生じる損失・損害などにより会社が被るリスクです。これらのリスク軽減のため、「人的リスク管理規程」を設けて業務の健全性を確保しています。

オフィスリスク

当社事業に関連する書類・設備等の諸資産に関する物理的リスクのことです。「オフィスリスク管理規程」を設け、規程の周知・整備などを通じて態勢強化を図るとともに、オフィスセキュリティや災害対応準備等の物理的安全確保に関する施策を実施するなど、業務の健全性を確保しています。

風評リスク

風評（当社に関する悪評や風説）による信用低下が要因となり、損失や損害を被るリスクをいいます。「風評リスク管理規程」を定め、日々のモニタリングや風評の要因となりうる事象への適切な対応などを通じ、リスクの最小化に努めています。

再保険リスクについて

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには保険金支払が巨額となる可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、経営破綻を避けることはもちろん、広域大災害や異常災害発生後もお客様への保険金支払を確実に行うため、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、経営の安定を図っています。このような保険会社間の取引を「再保険」といいます。再保険を設定する（自社が引受けたリスクを他の保険会社に引受けてもらう）ことを「出再」、他の保険会社が引受けた保険の責任（リスク）の一部を自社で負担することを「受再」といいます。

出再（再保険の設定）にあたってのリスクとその対処

出再後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この出再に関連するリスクとして、主に次の2つがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な出再が手配されていないリスク
- ②出再先（再保険の取引先）の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないリスク

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力（準備金、収益性）などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、出再の手配を行っています。

なお、出再先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力（財務内容）を主として、長期安定的な取引が可能であるか等確認すべき項目について適切に点検の上、選定しています。

※ 「出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合」および「出再保険料の格付ごとの割合」については、49ページをご参照ください。

受再（再保険の引受け）にあたってのリスクとその対処

受再を行う場合には、当社の負担能力を超えたリスクが発生することのないようにリスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

再保険リスク管理

「保険引受リスク管理規程」に保険種類別の保有上限額やモニタリング項目等を定め、再保険リスクについて適切な管理を行っています。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害（地震・台風等）が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案の上、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するために金融庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

■ ストレステスト

あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点型の医療保険のがん保障部分および医療保障部分ならびに入院実費型の医療保険の3つの契約区分で実施しています。

ストレステストで予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

■ 負債十分性テスト

ストレステストで責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいたした契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

契約区分ごとに過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

ストレステストの結果

第三分野保険におけるストレステストの結果、2017年度末の責任準備金に不足がないことが確認できたため、危険準備金積み立ては行っていません。

個人情報保護および情報セキュリティへの取組み

ソニー損保では、お客様の情報の取扱いに関し、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）等の法令を遵守し、国内ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」等に則って取扱っています。

なお、国内ソニーグループ・共通プライバシーポリシー、個人情報に関する基本方針（「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項）およびCookieポリシーは、公式ウェブサイトで公表しています。

個人情報に関する基本方針（要旨）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）およびその他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインおよびその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報の利用目的を通知または公表し、その利用目的の達成に必要な範囲において利用します。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・委託を行う場合（4.個人データの取扱いの委託をご覧ください。）
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記6.個人データの共同利用をご覧ください。）

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項

当社は、個人情報保護法第23条2項に基づく手続き（オプトアウト制度）により、ご本人の認識なく第三者に個人情報を提供することはありません。

6. 個人データの共同利用

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト（<http://www.sonpo.or.jp>）、または、損害保険料率算出機構のウェブサイト（<http://www.giroj.or.jp/>）をご覧ください。
- (2) 弁護士保険の紛争解決制度について
当社は、弁護士保険に関する弁護士およびお客様との間において生じた紛争を迅速・公平に解決するため、日本弁護士連合会との間で個人データを共同利用します。
詳細につきましては、日本弁護士連合会のウェブサイト（<https://www.nichibenren.or.jp>）をご覧ください。
- (3) 代理店等情報の確認業務について
当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。
また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格

者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、個人情報保護法第2条第3項で定める要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等）ならびに労働組合への加盟、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、次頁「お問合せ窓口」までお問合せください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、次頁「お問合せ窓口」までお問合せください。

特定個人情報の取扱いについて

1. 特定個人情報の取得

当社は、適法かつ公正な手段により、特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

2. 特定個人情報の利用目的

当社では、取得した特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取扱います。

3. 特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報の安全管理措置の概要

当社は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

5. 個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、右記「お問合せ窓口」

までお問合せください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

お問合せ窓口

ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内など、お客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合はお問合せ窓口までお申し出ください。契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

当社の個人情報および特定個人情報の取扱いなどに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問合せください。

<お問合せ先>

ソニー損害保険株式会社

お客様相談室 0120-101-656

受付時間 月～金(休日除く)午前9時～午後5時30分

情報セキュリティへの取組み

ソニー損保では、お客様からお預かりする個人情報をはじめとする各種情報資産の厳正な管理が重要であることを強く認識して、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取り組んでおり、全社を適用範囲としたISO27001 (JISQ27001:2014 (ISO/IEC27001:2013)) の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図っています。



ビューローベリタスジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO (JIS Q) 27001の認証を取得しています。

CSR (企業の社会的責任) の取組み

ソニー損保は、1999年秋の営業開始時から社会の一員としてCSR (企業の社会的責任) を自覚し、企業の成長とともに一層その自覚を強めてきました。当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様のご支持によって成り立っているからこそ、CSRに真剣に取り組む、ステークホルダーの皆様にご提供する価値を高めていくことが使命であると考えています。

損害保険事業の適切な遂行 (商品・サービスの提供)

損害保険制度は、暮らしや企業の活動において「小さな負担 (多数の人々が保険料という形でお金を出し合うこと) で、いざという時の大きな安心 (出し合ったお金から補償を受けること) を得ることができる」という、相互扶助の精神に基づいたしくみです。

このしくみが適切に運用されること、つまり損害保険事業を適切に遂行することが、私たち損害保険会社の社会的責任の根幹です。そのためには、お客様のニーズにお応えできる、お客様に信頼・安心していただける商品やサービスを提供していくとともに、お客様の声を傾聴し商品・サービスに反映させていくことが最も大切であると考えています。こうしたソニー損保の考え方については、「お客さま本位の業務運営方針」として定め、ウェブサイトでも公表しています。

※ 「お客さま本位の業務運営方針」については、6ページをご参照ください。

※ 商品・サービスについては、32～42ページをご参照ください。

環境保全活動

地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、環境方針を定めて全社で環境保全活動に取り組んでいます。

また、当社では、保険という目に見えない商品を扱ううえで、契約関連書類や手続書類の郵送などのために紙や電気といった資源を消費している事実に加え、主力商品である自動車保険が二酸化炭素 (CO₂) を排出する自動車の利用を前提としていることなどから、事業活動に関連のある環境負担軽減を目指した取組みも進めています。

ソニー損保の環境方針

【理 念】

当社は持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

【方 針】

1. 環境マネジメントシステムの運用により、事業活動およびサービスを通じて環境に与える影響を的確に捉え、環境負荷の低減を図るとともに事業の継続的な改善に努めます。
2. 環境目的・目標を設定し全社で環境管理を推進するとともに、継続的な見直しを行います。
3. 事業活動を行う上で適用を受ける環境関連の法律、条例等を遵守します。
4. この方針を達成するため、内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムの維持向上を図ります。
5. 社内における環境教育・社内外広報活動を実施し、環境方針の周知徹底、環境保全に関する意識向上を図ります。

ソニー損保が取組む環境保全活動

■ 環境マネジメントシステム

ソニー損保を含むソニーグループでは、全世界共通の環境マネジメントシステム (Global Environmental Management System) にて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。ソニー損保では、本社事業所をISO14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。

■ J-クレジット制度の活用

CO₂排出削減策の一環として、2007年度から2013年度にかけてグリーン電力 (*1) を購入し、2014年度からは、グリーン電力に代わりJ-クレジット制度 (*2) を活用しています。2007年度から2017年度の11年間にわたるグリーン電力証書システムおよびJ-クレジット制度の活用により、総計約698トンのCO₂排出削減に寄与したことになります。

(*1) 風力やバイオマス (生物資源)、太陽光などの地球温暖化防止、CO₂の排出削減に有効な自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。

(*2) J-クレジット制度はCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度で、当社は森林吸収プロジェクトのクレジットを購入しています。

お客様とともに取組む環境保全活動

■「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」(NPO法人そらべあ基金への寄付活動)

自動車保険の「くりこし割引」のしくみを活用したプログラムで、ご契約者が予想より走らなかった距離の総合計100kmにつき1円を、太陽光発電設備(ソーラーパネル等)の設置費用として「NPO法人そらべあ基金(以下、「そらべあ基金」)」(*3)に寄付しています。

そらべあ基金では、ソニー損保からの寄付金を、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備の設置などに充当していきます。ソニー損保のご契約者は、クルマの使い方をほんの少し見直すことで実際の走行距離が契約距離区分の上限を下回れば、「くりこし割引」で翌年の保険料が抑えられるだけでなく、CO₂排出量も減り、太陽光発電設備の設置にも貢献することができます。同プログラムにより、2017年度には2基の太陽光発電設備を幼稚園・保育園に設置しました。寄贈先の幼稚園・保育園での寄贈記念式典の様子などは、エコロジーサイト(<https://ecology.sonysonpo.co.jp/>)で紹介しています。

そらべあ発電所寄贈記念式典



2017年6月30日 学校法人 日下学園 西円寺幼稚園(山口県山口市)にて



2017年12月19日 稲荷砂川保育園(京都府京都市)にて

■そらべあ発電所寄贈による、CO₂削減実績

当社が2017年度までに寄贈した「そらべあ発電所」21基による発電量実績は、2009年度から2017年度までの9年間で262,075kwh(*4)、CO₂削減量は140.79t-CO₂/kwhとなり、杉の木(*5)に換算すると10,056本分に相当します。今後も「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を継続し、1基でも多くの「そらべあ発電所」を幼稚園・保育園に寄贈することで、子どもたちの環境に対する関心を高めるためのサポートに加え、地球温暖化の防止をはじめとした環境保全活動を続けてまいります。

ソニー損保が寄贈した「そらべあ発電所」21基の発電量実績

(2009年度～2017年度の累計、2018年3月末時点)

発電量：262,075kwh

CO₂削減量：140.79t-CO₂/kwh



(*3) 「NPO法人そらべあ基金」は、ホッキョクグマの兄弟「そらべあ」をシンボルに、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人です。詳しくは「そらべあ基金」のウェブサイト(<https://www.solarbear.jp/>)をご参照ください。ソニー損保は、「そらべあ基金」が推進する「そらべあスマイルプロジェクト」のサポーターとして「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。

(*4) 1基目から21基目までの、2009年度から2017年度までの累計発電量(2018年3月末時点)。環境省が発表している「電気事業者別排出係数(代替値)」に基づいて算出。

(*5) 50年生杉1本の1年間のCO₂吸収量は14kg(出典:林野庁)として算出。

☞ 「くりこし割引」については、35ページをご参照ください。

■各種契約手続のペーパーレス化

紙資源の節約、郵送にかかるCO₂排出量の削減を目的として、各種契約手続のペーパーレス化を推進しています。自動車保険と医療保険においては、インターネットによる契約申込を可能とし、自動車保険では証券ペーパーレス割引を導入することで、紙の使用量の削減・郵送の省略を実現しています。今後も、さらなるペーパーレス化に取り組めます。

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故・災害および犯罪の防止・軽減など、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取組みについては、同協会のウェブサイトをご覧ください。

■ 環境問題への取組み <http://www.sonpo.or.jp/efforts/eco/>

■ 事故・災害・犯罪の防止・軽減 <http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/>

ダイバーシティの推進活動

ソニーグループでは、自由闊達な企業風土のもと、比較的早い時期からダイバーシティ(多様性の受容)推進の取組みを進めており、各企業が国と地域の特性に合わせたさまざまな取組みを行っています。

当社においても、商品やサービスといったビジネス面での進化のみならず、組織の「質の高さ」も進化させる必要があると考えており、性別、年齢、国籍、障がいの有無、雇用形態などの違いにかかわらず、社員ひとりひとりが意欲を持って力を発揮できる環境作りのため、ダイバーシティへの取組みを進めています。

ワーク・ライフ・バランス

従業員の仕事と生活のバランスを図るため、休暇・休職制度の充実など各種両立支援制度の導入・整備を進めています。エリア型社員が結婚、出産、育児、介護や配偶者の転勤で異動を希望する場合に異動を認める制度や、前記理由により退職する社員を再雇用する制度を導入しました。

また、育児休職や育児短時間勤務は法令を上回る制度を整備しており、育児等のために利用することができるパパママ休暇制度は男性も多く利用しています。2012年8月には、東京労働局より子育てサポート企業としてダイレクト保険会社では初めて(*1)、「次世代認定マーク」を取得しました。引続き、社員ひとりひとりがライフイベントをマネジメントしながら継続して働くことができる環境の整備に取り組んでいきます。

■ ワーク・ライフ・バランス支援制度例

《育児休職・短時間勤務》

生後1歳2ヵ月未満の子どもを育てる社員が育児のための休職を希望する場合、育児休職を取得することができます。

なお、状況により育児休職を子どもが満2歳に達する月の末日まで延長することが可能です。また、子どもが小学校3年生までの間、1日6時間の短時間勤務を選択することができます。

《パパママ休暇》

配偶者の出産支援および育児を行なうための特別休暇です。子どもが満2歳に達する月の末日までの間で、5日取得可能です。

男性社員は、出産の立会い、里帰り出産時の妻子への付添い、配偶者の入院による他の子の世話等の理由で取得することも可能です。

(*1)ダイレクト保険会社とは、2013年度末時点で保険商品を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。ダイレクト型の損害保険会社で初めてあることは、認定マーク「くるみん」取得について厚生労働省のウェブサイトに公表することを了承した企業における、2012年8月29日付ソニー損保調査によります。

☞ その他の福利厚生については、72ページをご参照ください。

女性の活躍推進

2016年4月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行に伴い、2016年3月に一般事業主行動計画を策定しました。行動計画では、女性活躍推進法の基本原則である「女性の採用・登用」「継続的な両立支援」の両面から目標を設定し、女性社員のみならずすべての社員の活躍推進を目指しています。エリア限定型社員が自らの意思で他の地域に異動することができる「エリア留学制度」を導入し、エリア限定型社員の人材交流による受入部門の活性化や、社員の新しい職場での経験を通じたキャリアに対する意識醸成を目指しています。

また、エリア限定型社員が異なる部門に期限付きで異動することができる「社内留学制度」を導入し、エリア限定型社員のキャリアパス拡大によるモチベーションの向上、および部門間の人材交流による相互の業務理解を通じた業務スキル向上を目指しています。今後とも、制度改定・教育研修等のさまざまな施策を通じ、社員のさらなる活躍の支援とより働きやすい職場環境の整備を進めていきます。



保険のしくみ

損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて算出された保険料を支払う（お金を出し合う）ことで、事故が発生した場合に保険金を受取る（出し合ったお金から補償を受ける）ことができる相互扶助のしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心（補償）」を得ることができます。

■ 保険料について

保険料は、事故発生時に支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営に必要な経費などに充てられる「付加保険料」で構成されます。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が一定の偶発な事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。

また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。

保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特約により構成されます。

【保険約款では主に以下の内容が規定されています。】

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な事項（告知義務）
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか（通知義務）
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

ご契約のお手続きについて

販売方法

インターネットや電話を通じて直接お申込みいただくダイレクト販売のほか、損害保険代理店委託契約を締結した代理店や、ソニーフィナンシャルグループ各社を通じた販売も行っています。

■ ダイレクト販売

テレビコマーシャルや新聞広告、インターネットなどを通じて商品やサービスを広く案内し、直接、自動車保険や医療保険を販売しています。

ソニー損保のご契約者の大多数は、公式ウェブサイトやカスタマーセンターを利用して直接ソニー損保に契約のお申込みをされています。

■ 代理店による販売

カード会社や通販事業者、インターネットの比較サイト、銀行など、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした販売経路が構築できる企業のほか、保険ショップなど対面募集を行う保険代理店と損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

■ ソニー損保の代理店制度の特徴について

一般的な保険代理店の業務は、募集のほか、見積り・申込みの手続き、保険料の領収、保険金請求のサポート、満期継続のフォローなど多岐にわたります。一方、ソニー損保の代理店では募集まで行い、以降の見積り・申込み、満期継続などの手続きを、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じてお客様とソニー損保の間で直接行うため、代理店に委託する業務は最小限となっています。

☞ 代理店業務の違いについては、33ページの表をご参照ください。

■ 代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録や募集人としての届出を行う必要があります。また、登録や届出にあたっては、損害保険募集人一般試験の合格を要件としています。



ウェブサイトトップページ (2018年7月現在)



自動車保険スマートフォンサイト
見積りページ (2018年7月現在)

■ ソニー損保の損害保険代理店教育について

保険募集に関する法令等の遵守や商品内容・契約に関する知識の習得など、代理店(募集人)の保険募集能力の向上を図るとともに、お客様のご意向に沿った商品を適切にご提案できるよう、e-ラーニングなどを活用した代理店研修を実施し、消費者保護やお客様満足の上昇に努めています。

代理店業務の違い

	一般的な代理店 (締結代理店方式)	ソニー損保のタイアップ代理店 (媒介代理店方式)
見込客の 発見	●	● 代理店顧客データベースを 活かした見込客発見など
募集	●	● 簡単な商品説明 (見積りをする您也可以)
契約手続	●	● 保険料の領収、申込書の作成・受領 などの手続はソニー損保が直接実施
異動・保全	●	● お客様からソニー損保に直接連絡 タイアップ代理店の事務手続なし
事故受付・ 相談	▲	● お客様からソニー損保に直接連絡 タイアップ代理店の事務手続なし
満期更改	●	● 満期案内をソニー損保からお客様に直送 お客様が手続を実施

●…実施 ▲…一部実施

■ ソニーフィナンシャルグループ各社による販売

■ ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

ソニー生命はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)がソニー損保の自動車保険を販売しています。



ソニー生命のライフプランナーによる販売

■ ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

ソニー銀行はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー銀行の住宅ローン利用者向けに、火災保険を販売しています。



ソニー銀行のサービスサイト(2018年7月現在)

ソニー損保が代理店となって販売している商品

ウェブサイト上で、次の2つの他社の保険商品をソニー損保が代理店となって販売しています。

- ・アニコム損害保険株式会社のペット保険
「どうぶつ健保ふぁみりい」、「どうぶつ健保ぶち」
- ・セコム損害保険株式会社のがん保険
「自由診療保険メディコム」
- *アニコム損害保険株式会社、セコム損害保険株式会社と、募集業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。

ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

ご契約にあたり、お客様のご意向を把握し、その意向に沿った契約内容であることをご確認いただく取組みを実施しています。お申込みの際は、契約申込書やウェブサイトの申込画面等を十分ご確認ください。

なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、商品パンフレットや重要事項説明書などに概略を記載していますので、必ずご確認ください。

■ 商品パンフレットや重要事項説明書

商品パンフレットや重要事項説明書などが、お客様にとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料取扱ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに沿ってコンプライアンス部門が審査をしています。

■ 契約内容の確認について

契約内容がお客様のご意向に沿っているか、お客様の情報が正しく記載されているか、お支払いいただく保険料が適正かなどについて、お客様ご自身にウェブサイトや申込書でご確認いただくからお申込みいただくようにしています。

■ ご契約後にお届けする書類等

ご契約のお申込後には、保険証券等をお送りします。自動車保険では、ウェブサイトでお申込みいただく際に、保険証券等の発行・送付を省略することもできます。なお、自動車保険と医療保険の普通保険約款・特約、重要事項説明書、サービスガイドは、ウェブサイトでもご覧いただけるようにしています。



自動車保険の重要事項説明書(左)とサービスガイド(右)
(2018年7月現在)

保険料について

保険料のお支払い

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約の際にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まって、保険料のお支払い前に生じた事故については、原則として保険金はお支払いできません。

また、保険料を分割してお支払いいただくご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合も保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

クーリングオフ制度

保険期間が1年以上のご契約については、お申込み後であっても申込みの撤回または契約の解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券などを受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

追加保険料の請求・保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、約款の規定に従って、保険料を返還します。

自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」 キャッシュバックの手続き

自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」をご契約されている場合、所定の計測期間を満たしたときに、ウェブサイトの専用ページから、計測結果を申告していただきます。(*1)

計測結果が60点以上のときに、点数に応じて保険料をキャッシュバックします。

(*1) ドライブカウンタに表示される「申告コード」をウェブサイトに入力していただきます。

販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

販売・勧誘方針

1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

5. 各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払ができるよう努めます。

* 以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。
なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページをご参照ください。

商品ラインアップ

ソニー損保は、合理的で質の高い保険商品を提供し、お客様が安全で安心できるパーソナルライフの実現に貢献することを目指しています。

*各商品の説明は2018年7月時点の内容です。各商品の詳しい内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

自動車保険 約款名:総合自動車保険 Type S

“走るだけ”の合理的な保険料

お客様の車との付き合い方に着目して採用したリスク細分項目の1つが契約距離区分で、ご契約時に1年間で走ると予想される距離を「3,000km以下」～「無制限」の7区分から選択していただけます。当社の保険料体系には、走行距離と事故発生の相関関係が反映されており、お客様ひとりひとりのリスクにあわせた保険料算出システムで、“走るだけ”の合理的な保険料を提供いたします。



自動車保険のパンフレット
(2018年7月現在)

ソニー損保ならではの特約・割引制度

ソニー損保ならではの特約・割引制度も提供しています。

■ おりても特約

マイカーで出かけた際の“お車をおりてから”起こった「外出先でのケガ」「お車の外に持ち出されたモノの損害」の事故について補償する特約です。

■ 継続割引

ソニー損保でのご継続回数に応じて保険料を割引きます。

■ くりこし割引

リスク細分項目の1つである契約距離区分について、「走った距離」が契約距離区分の上限を「1,000km以上」下回る場合は、走らなかった分の保険料に相当する額を継続契約の保険料から割引きます。

「ダイレクト型」と「代理店型」の違い

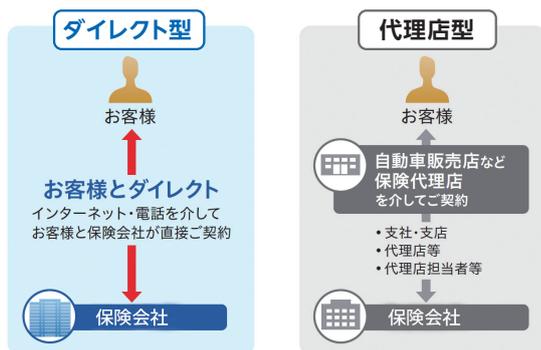
ソニー損保は、主にインターネットや電話により直接自動車保険を販売するダイレクト型の損害保険会社です。「ダイレクト型」と、保険代理店を介して保険を販売する「代理店型」とでは、主に以下の違いがあります。

■ 保険料の違い

代理店型は代理店を通してお客様とやりとりをする分、営業コストがかかりますが、ソニー損保はインターネットや電話などを通じたダイレクト販売で営業コストを削減することで、割安な保険料で自動車保険を提供しています。

■ 事故のときの違い

万一の事故のときには、お客様の不安をできるだけ早く解消できるよう、ダイレクト型の強みを活かし、お客様と直接コミュニケーションを図ることでの確に事故解決までサポートします。



*ダイレクト保険会社のメリットを活かした販路構築が可能な代理店など、一部の代理店でもソニー損保の自動車保険を販売しています。詳しくは、32～33ページをご参照ください。

日本で初めてのタイプの自動車保険「やさしい運転キャッシュバック型」

「やさしい運転キャッシュバック型」は、加速・減速の発生状況(運転特性)を保険料に反映させる、日本で初めての運転行動連動型の自動車保険です(2015年2月に販売開始)。無料で貸与するソニー損保オリジナルの小型計測器「ドライブカウンタ」で運転特性を計測し、評価(点数)に応じて保険料を最大20%キャッシュバックします。(*1)「やさしい運転キャッシュバック型」はインターネット専用商品で、ソニー損保のウェブサイトのみで契約のお申込みを受付けています。

(*1) キャッシュバックには所定の条件があります。



ソニー損保オリジナルの
ドライブカウンタ

点数	キャッシュバック率
90点以上	20%
80点以上	15%
70点以上	10%
60点以上	5%
59点以下	キャッシュバックなし

医療保険：ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉 約款名：傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険

ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉は、がんに手厚い定額保障タイプの終身型の医療保険で、医療保障とがん保障を1つにまとめることで合理的な保険料を実現しています。

がんを手厚く保障

がんと診断されて入院された場合、1入院あたりの支払限度日数は無制限と、がんに手厚い保障を備えています。

60歳からは保険料が半額となるオプションをご用意

ソニー損保が業界初で導入したオプションで、被保険者の満60歳の保険始期日応当日以降分より、月々のお支払いが半額となります。お客様のニーズに合わせてご選択いただけます。

インターネットでのお申込みが可能

SURE〈シュア〉は、保障設計から申込手続まで、インターネットですべてお手続きいただけます。

インターネットで申込みをされた場合はインターネット割引が適用され、ご契約初年度の月払保険料(初回から12回目まで)より各回につき500円(年間6,000円)が割引されます。

金銭面の不安を軽減し 治療に専念していただくための特約

お客様に治療費を気にせず治療に専念していただくため、次の特約をご用意しています。

■ 先進医療費保障特約

先進医療費を保障する特約です。厚生労働大臣の定める先進医療による療養を受けられた場合、技術料と同額を先進医療保険金としてお支払いします。

■ がん通院保険金保障特約

医師によりがんと診断確定され、通院期間(がん入院保険金が支払われる入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて365日以内の期間)に、がん入院保険金が支払われる入院の直接の原因となったがんの治療を直接の目的として通院をされた場合に、通院期間あたり60日を支払限度日数として、通院1日につき定額の保険金をお支払いする特約です。

医療保険：入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉 約款名：医療費保険

入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉は、実際にかかった入院治療費の自己負担分にに応じて保険金をお支払いするインターネット専用の定期型の医療保険です。保障設計から見積り・申込みまでをインターネットで完結できる、お客様ひとりひとりのリスクに対応できる「かかった分を保障する」合理性とお客様の利便性を追求しました。

実際にかかった入院治療費の全額を保障

入院治療費の自己負担額(3割分)が全額保障(*1)される実費保障タイプのため、定額保障タイプの医療保険のように入院1日あたりの必要保障額などの検討が不要です。

(*1) 公的医療保険制度における保険給付の対象となった入院中の療養にかかる診療報酬点数×3円をお支払いします。(1ヵ月につき20万円まで) 食事療養費、差額ベッド代など公的医療保険制度の保険給付の対象とならない費用は含みません。
また、支払限度額は、1入院につき120万円、保険期間を通じ720万円となります。

5年間の定期型

5年間の定期型なので、将来のライフスタイルの変化に応じた保障の見直しが容易です。

特に若い世代にとっては、終身型に比べて保険料が手厚いため、保険料の負担を抑えつつ、「今必要な保障」を手厚くすることができます。

オプションの保障を選択して追加することが可能

基本補償に加えて、3種のオプションの保障をご用意しています。ニーズに合わせて保障を手厚くすることができます。

■ 入院時室料差額保障特約

個室や少人数部屋利用時の室料(差額ベッド代)の実費を保障する特約です。ご選択いただいた限度額(1日につき6,000円まで、または12,000円まで)を上限に保障します。

■ 入院時諸費用定額保障特約

入院生活をサポートする特約です。入院時の諸費用の負担を軽減できるよう、1日につき1,000円を保障します。

■ 先進医療費保障特約

先進医療を保障する特約です。厚生労働大臣の定める先進医療による療養を受けられた場合、技術料と同額を先進医療保険金としてお支払いします。

火災保険 約款名:住宅火災保険 Type S・地震保険

ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様、および、ソニー不動産にて不動産を購入されるお客様向けの火災保険です。建物の補償(火災・爆発、盗難、落雷・風災などの自然災害への補償)、家財の補償、地震の補償などを提供しています。

海外旅行保険 約款名:リスク細分型特定手続用海外旅行保険

インターネット専用のリスク細分型の海外旅行保険です。インターネット専用商品とすることで、各種手続にかかる事務コストを削減し低廉な保険料を実現したほか、旅行先だけではなく年齢に応じたリスク細分により、リスクの低い年代の保険料を割安にしています。

また、インターネットの利便性を活かし、申込手続や事故報告を、24時間いつでも行えるようにしました。万一の事故やトラブル時についても、24時間365日、電話やインターネットを通じて日本語で各種サポートを実施するなど、お客様の安心・安全な海外旅行をサポートするための、充実したサービスを提供します。

主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

主な商品の販売開始

1999年 9月	自動車保険(総合自動車保険 Type S)
2002年 6月	ガン重点医療保険SURE<シュア>(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険)(現:ガン重点型の医療保険SURE<シュア>)
2004年10月	火災保険(住宅火災保険 Type S・地震保険)
2017年 1月	入院実費型の医療保険ZiPPI<ジッピー>(医療費保険)
2018年 6月	海外旅行保険(リスク細分型特定手続用海外旅行保険)

主な商品改定

以下は、2018年6月末時点の情報です。

 は自動車保険、 は医療保険における改定です。なお、医療保険には「ガン重点型の医療保険SURE<シュア>」と「入院実費型の医療保険ZiPPI<ジッピー>」がありますが、以下で提示する医療保険の改定はすべて「ガン重点型の医療保険SURE<シュア>」における改定です。

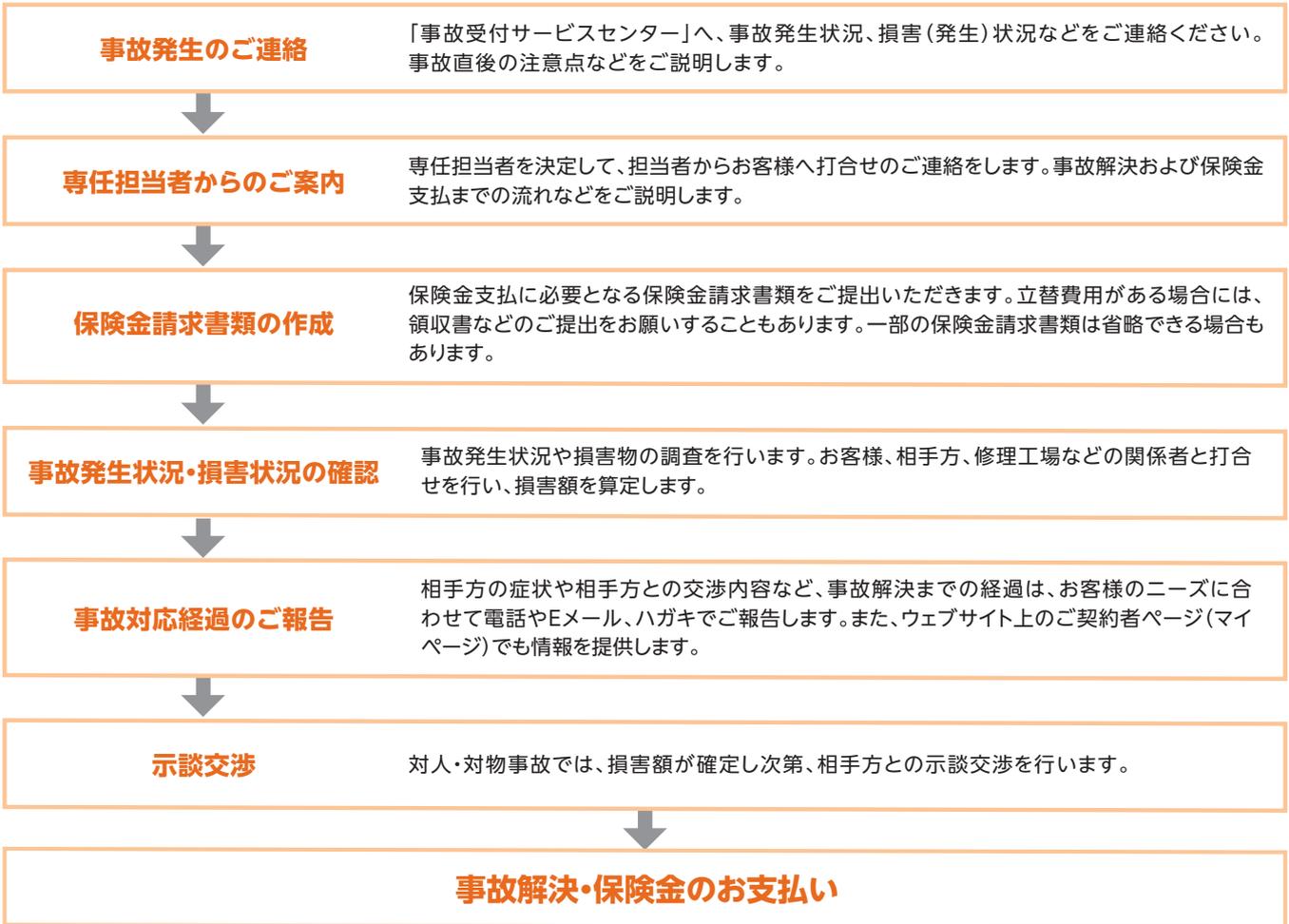
2000年 7月	 「おりても特約」販売開始	2010年11月	 契約距離区分を5区分から7区分に拡大
	 クレジットカードを活用した分割払いサービス開始		 「自動車事故弁護士費用等補償特約」販売開始
2001年 2月	 契約距離区分を4区分から5区分に拡大	2011年 4月	 「先進医療費保障特約」導入
	 「継続割引」導入		 「入院時の手術保障範囲拡大特約」導入
2002年10月	 「新車割引」「ゴールド免許割引」導入	2012年 8月	 「証券ペーパーレス割引」「マイページ新規申込割引」「継続時複数契約割引」導入
2003年 6月	 インターネット申込引受対象範囲の拡大	2013年 1月	 インターネット割引を最大8,000円に増額
10月	 インターネット割引を最大3,000円に増額		 新しいノンフリート等級別料率制度を導入
	 「紹介割引」導入	6月	 「先進医療費保障特約」の支払限度額を2,000万円に引上げ
2004年11月	 「くりこし割引」「こえても安心サービス」導入	2015年 2月	 「やさしい運転キャッシュバック型」(やさしい運転特約)販売開始
2005年 5月	 「SUREベアシック」「SUREワイド」販売開始	2016年 9月	 インターネット割引を最大10,000円に増額
2007年 8月	 「SUREスマートフィット」販売開始	2017年 1月	 インターネットでの販売を開始
	 「骨髄ドナーサポート特約」導入		 「がん通院保険金」「自由設計プラン」追加
2008年11月	 運転者年齢条件特約の適用範囲を同居のご家族等に変更		 「個人賠償特約」販売開始
	 インターネット割引を最大5,000円に増額	2018年 1月	 「ASV割引(自動ブレーキ割引)」と「被害者救済費用等補償特約」を導入
2009年11月	 「運転者本人限定特約」販売開始		
	 保険料は一生涯固定プランの契約可能年齢上限を70歳に引上げ		

※年月は商品改定月ではなく、特約等の導入日もしくは販売開始月を表示しています。

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

*以下は自動車保険の保険金をご請求いただいた場合の一例です。事故の内容・状況により以下の流れとは異なる場合があります。



保険金お支払いまでのサービス

担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身に対応します。

自動車保険の事故解決サービス

スピーディーかつ丁寧な対応でお客様の不安を取除き、お客様の納得感を追求しながら事故解決サービスを提供しています。

24時間365日の事故受付

■「即日安心365」サービス

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、24時間365日の事故受付に加えて、平日はもちろん土日でも事故受付当日中に、代車の手配や関係各所への連絡などの初期対応を実施し、その対応結果についてお客様にご報告します。（*1）

■事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡

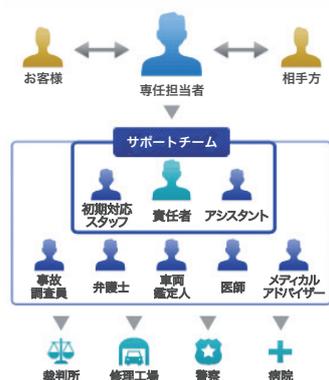
事故発生時の不安を少しでも早く軽減できるよう、事故受付から1時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、専任担当者からお客様にご連絡します。（*2）

（*1）曜日を問わず365日、お電話での事故受付（初期対応に必要な情報の確認）が20:00までに完了した、ソニー損保が示談交渉できる賠償事故の場合が対象です。（20:00以降の事故受付分は翌日の対応となります）

（*2）月～金の9:00～17:00（休日除く）までの間に、お電話での事故受付が完了した場合が対象です。また、1時間以内のご連絡がふさわしくない場合などは対象外としています。

何でも相談できる 1事故1担当者+チームサポート制

事故解決まで、専任担当者とサポートチームが責任を持って対応します。専任担当者は、事故調査員、弁護士、車両鑑定人、メディカル・アドバイザーなどの各分野の専門家と連携をとりながら事故解決にあたります。



説明と同意を繰り返す「インフォームド・コンセント」導入で、お客様の納得感を追求

お客様に納得いただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」方式による対応を実施しています。1つの事故の解決方法は1つだけとは限りません。事故解決の対応方針として複数案が考えられる場合には、メリット・デメリットをお客様にご説明し、お客様に対応方針を同意いただいたうえで事故解決を進めます。(*3)

(*3)「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

スペシャリストを育成する教育プログラム

事故解決力の高いスペシャリストを育てるために、年間27種類に及ぶ研修を実施しています。また、弁護士や医師、警察、鑑定人など、さまざまな関係者とコミュニケーションをとり、事故解決をしていくための知識を習得します。



全国に広がるサービスネットワークで お客様をサポート

専任担当者が在籍するサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、弁護士ネットワーク、提携修理工場ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。事故やお車のトラブル時には、全国約9,700カ所のロードサービス拠点のうち、お近くの拠点から急行します。

- ※ロードサービスについては、41ページをご参照ください。
- ※提携修理工場については、42ページをご参照ください。
- ※各サービスセンターの所在地については、71ページをご参照ください。

事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

事故解決の進捗状況をお客様に適切にご報告することも、お客様に安心して事故解決をお任せいただくために重要と考え、以下の書類をお送りしています。

■事故受付のご案内

事故受付時には、担当者・責任者の顔写真付のご案内をお送りします。



顔写真付の「保険金請求受付のご案内」

■中途経過のご案内

状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

■事故対応完了のご案内

事故解決をお知らせするとともに、ご契約内容と保険金請求の対象となった補償項目・特約などをわかりやすくご案内します。

「面談急行サービス」 「もらい事故相談サービス」の実施

死亡事故や入院事故でどうしてもよいかかわからない場合、ご要望に応じてお客様を訪問し、事故解決の流れや必要な手続きのご説明をします。また、「もらい事故」のため保険金お支払いの対象にならない場合などでも、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

保険金請求書類の省略・簡素化による スピーディーな保険金支払

お客様のご負担を減らし、迅速にお支払いができるように、書類を極力省略しています。

■保険金請求書省略サービス

車両事故や対物事故といった物損事故の場合、お客様からご提出いただく「保険金請求書」を省略し、スピーディーなお支払いをします。(*4)

■交通事故証明書取付サービス

交通事故証明書が必要な場合は、ソニー損保が費用を負担して交通事故証明書を取付けます。

■示談書省略サービス

対物事故で、お客様・相手方の双方が希望された場合、署名・捺印が必要な示談書を省略し、保険金をお支払いします。なお、合意内容の控えはお客様にお送りします。(*4)

■診断書省略サービス

おりても傷害補償特約や搭乗者傷害特約でご請求金額が10万円以下の場合、医療機関が発行する「診断書」を省略し、お客様からの通院日のご申告で保険金をお支払いします。(*4)

(*4) 状況によっては、「保険金請求書」「示談書」「診断書」が必要となる場合もあります。

充実したデジタルコミュニケーション手段

事故解決の進捗状況などをお伝えする手段をお客様のご希望に応じて選択していただけるよう、ウェブサイトでも、主に以下の事故解決に関するサービスを提供しています。

■ 事故受付

電話のほか、ウェブサイト(パソコン・スマートフォン)でも事故受付が可能です。

■ 事故対応経過および保険金支払いまでの流れのご案内

ウェブサイト上のご契約者ページ(マイページ)にて、お客様のご契約内容だけでなく事故対応状況がいつでもご確認いただけます。また、事故解決までの流れや相手方・関係各所とのやり取りの詳細も確認することができます。

■ コミュニケーションボード(伝言板)の活用

ご契約者ページ(マイページ)内のお客様専用を用意されたコミュニケーションボード(伝言板)で、24時間いつでも、担当者への問合せや質問などを書込むことができるほか、担当者からの回答を確認することができます。

また、お客様の同意が得られた場合は、事故の相手方との交渉経緯もお知らせするなど、担当者に問合せなくても中途経過を確認できるようにしています。

■ お知らせメールの送信

事故対応に進捗があった場合や、担当者がコミュニケーションボードに回答した時などは、タイムリーにEメールでお知らせします。

■ 次年度の概算保険料のご案内

保険金請求をするかどうかの判断の目安として、請求した場合としなかった場合の、それぞれの次年度の概算保険料をご案内します。

医療保険の保険金請求対応サービス

病気やケガにより入院を開始されたり手術を受けられたりした場合や、がんと診断された場合などは、専任担当者からスピーディーかつきめ細かな対応をします。

お客様のご事情に応じた対応

被保険者(保障を受けられる方)が、がんなどの病名を告知されていない場合でも、一定条件を満たしているご親族の方であれば被保険者の代理人として保険金をご請求いただけます。また、被保険者ご本人に健康状態が知られないよう、各種書類の送付方法や連絡方法について細心の注意をはらうなど、状況に応じて柔軟に対応しています。

保険金請求時のご負担を軽減

保険金をご請求いただく際のお客様のご負担を軽減するために、次の運用を実施しています。(*1)

■ 診断書省略サービス

ご契約からの経過期間やご請求内容などによって、「診断書」に代えて「治療状況報告書」および医療機関発行の「治療費領収書」、「診療明細書」写しをご提出いただくことで入院保険金や手術保険金をご請求いただけます。

■ 相続関係確認書類の一部省略サービス

被保険者ご本人が死亡された場合は、保険金請求書や診断書などの書類のほか相続関係を確認する戸籍謄本などが必要となりますが、ご請求金額などによって、相続関係を確認する書類を一部省略してご請求いただけます。

■ 先進医療保険金の医療機関あて直接支払サービス

特に技術料が高額である陽子線治療、重粒子線治療を対象として、お客様からのご要望により先進医療保険金を当社から医療機関あてに直接お支払いします。

■ 診断書取得費用相当額の当社負担

当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず保険金のお支払いの対象とならなかったお客様に診断書料(文書料)と同額をお支払いします。診断書料(文書料)の領収書が確認できない場合は一律5,000円(消費税別)をお支払いします。

(*1) いずれも適用に一定の条件がありますので、ご請求時に当社担当者にご相談ください。

お客様サービス

スマートフォン向け無料アプリの提供

「クルマとすごす、あなたのそばに。」というコンセプトに基づいて、スマートフォン向け無料アプリを提供しています。当社が提供している無料アプリの一部を紹介します。

■ ご契約者アプリ

スマートフォンからの各種サービスのご利用をより快適にすることを目的としたアプリです。主な機能である「ご契約者ログイン機能」で、ご契約者専用のマイページへのログインをスムーズにするほか、「フォトメモ機能」で自動車保険などのお客様のお車に関する情報をスマートフォンに集約することもできます。

また、都道府県や自動車保険の満期月をあらかじめ登録していただくことで、災害通知や満期通知などの情報をお客様のスマートフォンにお知らせするプッシュ通知機能を備えています。

*ダウンロードやアプリケーションご利用時の通信料はお客様負担となります。

☞ ご紹介した機能は「ご契約者アプリ」の一部です。
ダウンロード方法やご利用方法は、ウェブサイトをご確認ください。

・ご契約者アプリ (<https://app.sonysonpo.mobi/capp030.html>)

ご契約者を対象とした各種サービス

ロードサービス

自動車保険では、24時間365日無休で受付ける充実したロードサービスを提供しています。新規のご契約については、保険始期日前でも、お申込み手続きの後にお送りする「保険証券」または「保険契約引受のお知らせ」（それぞれに緊急連絡用携帯カードが添付されています）がお手元に届いた時点から、サービスをご利用いただけます。

■ 応急作業サポート

お車が自力走行不能となった場合、または走行に著しく支障がある場合に、全国のサービス拠点から作業スタッフが現場に急行し、その場で応急作業を行います。

■ レッカーサポート

事故や故障で自力走行不能となった場合に、最寄りの修理工場やお客様ご指定の工場等までお車をけん引します。無料でレッカーする距離は、お客様ご指定の場所までの場合は150kmまで、ソニー損保が指定する最寄りの提携修理工場「S・mile工房（スマイル工房）」までの場合は上限無しとしています。

■ 宿泊・帰宅費用サポート

外出先での事故や故障で自力走行不能となり、ご帰宅やご契約車両を運転して到着する予定だった目的地へ当日中の移動が困難となった場合に、最寄りのビジネスホテルクラスの宿泊施設1泊の宿泊費用をお支払いします。また、お客様のご希望により、「ご自宅への帰宅費用」「目的地までの費用」「レンタカー費用」のいずれかのサポートを提供します。

■ スマートフォン向け無料アプリからのロードサービス呼出し

ロードサービスのご利用時、地理に不案内な場所でもトラブル場所の正確な伝達ができるよう、スマートフォン向け無料アプリに、GPS機能を利用した「今ここGPS」「今ここレーダー」を搭載しています。（*1）

「今ここGPS」は現在地がわからなくてもGPS機能を利用してロードサービスデスクに簡単かつ正確にトラブル現場をロードサービスデスクに伝えることができ、「今ここレーダー」はロードサービス要請時にサービススタッフの接近状況を地図上で確認することができる機能です。ロードサービスデスクへのお電話が不要ですので、耳や言葉の不自由なお客様でも安心してロードサービスをご利用いただけます。

（*1）ロードサービススタッフの所在地は、アプリからロードサービス要請をしていただき、現場スタッフが位置情報を発信できる場合のみご利用いただけます。位置情報を発信できる現場スタッフは順次拡大していく予定です。

セコム事故現場かけつけサービス

自動車保険では、お客様から要請があり次第、セコム株式会社（以下「セコム」）の緊急対応員が事故現場にかけつけて、お客様をサポートするサービスを提供しています。

■ 事故現場に急行

セコムの緊急対応員が、お客様からお困りの点をヒアリングし、カメラで現場の記録を行います。（*2）
事故現場の情報はセコムからソニー損保へ送信され、事故解決に役立ちます。

（*2）カメラでの現場の記録は一部ご対応できないエリアがあります。

■ 救急車やレッカーなどの手配

「警察」や「救急車」、車が故障している場合には「タクシー」や「レッカーサービス」など、事故の際はさまざまな場所への連絡が必要ですが、セコムの緊急対応員がサポートしますので、急な事故で連絡先などをすぐに調べられない場合でもスムーズに連絡することができます。

提携修理工場ネットワーク

ソニー損保の自動車保険をご契約いただいているお客様は、万が一の際、大切なお車の修理に、ソニー損保の提携修理工場ネットワークをご利用いただけます。(※3)

■提携修理工場「^{スマイル}S・mile工房(スマイル工房)」

スマイル工房は、全国約410カ所に広がるソニー損保の提携修理工場のお愛称で、ソニー損保が定めた「規模や資格」「設備」「お客様に満足いただくためのサービス」を中心とした細かい選定基準をクリアした、高い技術をもつ修理工場です。事故に遭われた際の修理先として、お客様のご希望に応じてスマイル工房を紹介します。スマイル工房をご利用いただいた際には、ご利用いただいたスマイル工房から、以下のサービスを提供します。

■無料引取サービス

お車の修理などをご依頼いただいた際、工場のスタッフがお車を自宅まで引取りに伺います。

■修理期間中の無料代車提供サービス

修理期間中、代車を提供します。

■無料納車サービス

修理などが完了したお車を、工場のスタッフが自宅まで納車します。

■修理箇所ワンオーナー保証

事故により修理を実施した箇所について、万一不具合等が生じた場合に、修理を実施したスマイル工房が不具合への対応を保証します。ただし、お客様がそのお車を所有している期間中に限ります。



「スマイル工房」の看板

■スマイル工房以外の提携修理工場ネットワーク

■ヤナセ ザ・ボディショップネットワーク

輸入車にお乗りのお客様は、事故によるお車の修理の際、ヤナセの車両板金塗装ネットワークで、スマイル工房と同様のサービスをご利用いただけます。

■グラスピット

自動車ガラスのみの交換・破損修理には、旭硝子グループのグラスピットをご利用いただけます。部品代や工賃が通常より割引になることや、小さなヒビであれば補修(応急修理)で対応できるというメリットがあり、その結果、修理費が安く、保険を使わずに済む可能性があります。ご自宅や会社駐車場など、作業スペースが確保できる場合は、ガラス交換・ガラスリペアの作業を「出張サービス」で提供することができます。

■提携修理工場の情報をウェブサイトで公開

ソニー損保の提携修理工場の情報はウェブサイトで公開しており、住所等でお客様のお住まいの近くにある修理工場を検索することができます。(※3)

(※3)ソニー損保の提携修理工場は、随時更新しています。

健康や医療に関するサービス

入院実費型の医療保険ZIPPI(ジッピ)にご契約いただいているお客様を対象に、無料でご利用いただける付帯サービスを提供しています。

■セカンドオピニオンサービス

無料でセカンドオピニオンが受けられるサービスです。電話でおお客様の症状などを伺い、総合相談医との面談を手配します。また、総合相談医が面談の結果、より高度な専門性が必要と判断した場合は、お客様の症状等に合わせて優秀専門臨床医を紹介します。

■医師へのWEB相談サービス

専用サイトから、匿名で医師に健康相談ができるサービスです。医師が朝9時～24時までスタンバイし、平均30分以内に回答します。また、専用サイトでは過去のQAが閲覧可能なため、同じ状況や症状の人の相談内容を参考にすることもできます。

ご契約者優待サービス

ソニー損保で自動車保険や医療保険にご契約いただいたお客様を対象に、優待サービスを提供しています。

■クラブオフサービス

レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場のほか、レジャー施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさまざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。また、国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービスなども提供しています。さらに、ご契約が2年目以降となるお客様は、クラブオフのVIP会員向けのメニューを年会費無料で利用することができます。(※4)

(※4)クラブオフサービスは、株式会社リロクラブが提供するソニー損保ご契約者専用のサービスです。

※ 各サービスのご利用にあたっては、ご契約時にお送りするサービスガイドや以下ウェブサイトをご確認ください。

- ・ロードサービス (<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/rsv/arsv000.html>)
- ・提携修理工場ネットワーク (<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol005.html>)
- ・健康や医療に関するサービス (https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_bnf000.html)
- ・ご契約者優待サービス (<https://www.sonysonpo.co.jp/wirc/EP/PEP01200.seam>)

データ編

目次

主要な経営指標等の推移 44

事業の概要

I 保険引受の状況

①元受正味保険料	45
②受再正味保険料	45
③支払再保険料(出再正味保険料)	45
④正味収入保険料	45
⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
⑥解約返戻金	46
⑦元受正味保険金	46
⑧受再正味保険金	46
⑨回収再保険金	47
⑩未収再保険金の推移	47
⑪正味支払保険金・正味損害率	47
⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率	47
⑬保険引受利益	48
⑭正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
⑮出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	49
⑰出再保険料の格付ごとの割合	49
⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	49
⑲期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	49
⑳事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50
㉑契約者配当金の額	50

II 資産運用の状況

①資産運用方針	50
②運用資産の概況	50
③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)	51
④海外投融資残高	51

III 単体ソルベンシー・マージン比率 52

経理の状況

I 財務諸表

①貸借対照表	54
②損益計算書	57
③株主資本等変動計算書	58
④キャッシュ・フロー計算書	60
⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移	61
⑥1株当たり配当金等の推移	62

II 資産・負債の明細

①現金及び預貯金	62
②商品有価証券	62
③保有有価証券	62
④保有有価証券利回り(運用資産利回り)	62
⑤有価証券残存期間別残高	63
⑥業種別保有株式の額	63
⑦貸付金の残存期間別の残高	63
⑧担保別貸付金残高	63

⑨用途別の貸付金残高および構成比	63
⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
⑫リスク管理債権の状況	63
⑬債務者区分に基づいて区分された債権	64
⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64
⑮特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	64
⑯保険契約準備金	65
⑰責任準備金積立水準	65
⑱引当金明細表	66
⑲貸付金償却の額	66
⑳資本金等明細表	66

III 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損	66
②売買目的有価証券運用損益	66
③固定資産処分損益	66
④事業費(含む損害調査費)	67
⑤減価償却費明細表	67

IV 時価情報等

①有価証券	67
②金銭の信託	68
③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	68
④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
⑤先物外国為替取引	68
⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く)	68
⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	68

V 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書 68

VI その他 68

会社の概要

株主・株式の状況

①基本事項	69
②株式分布状況および上位10名の株主	69
③資本金の推移および最近の新株の発行	69

取締役・監査役および執行役員一覧 70

会社の組織 71

従業員の状況 72

損害保険用語の解説 73

開示項目一覧 74

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

区 分	年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
正 味 収 入 保 険 料 (対 前 期 増 減 率)		88,600 (6.0%)	91,712 (3.5%)	95,549 (4.2%)	100,274 (4.9%)	108,254 (8.0%)
保 険 引 受 利 益 (対 前 期 増 減 率)		1,874 (34.0%)	3,044 (62.4%)	3,470 (14.0%)	3,070 (△11.5%)	4,863 (58.4%)
経 常 収 益 (対 前 期 増 減 率)		89,864 (6.1%)	93,022 (3.5%)	96,905 (4.2%)	102,333 (5.6%)	110,092 (7.6%)
経 常 利 益 (対 前 期 増 減 率)		3,003 (26.7%)	4,209 (40.1%)	4,680 (11.2%)	4,996 (6.8%)	6,574 (31.6%)
当 期 純 利 益 (対 前 期 増 減 率)		1,664 (14.4%)	2,233 (34.2%)	2,586 (15.8%)	3,515 (35.9%)	4,821 (37.2%)
正 味 損 害 率		59.3%	57.6%	57.8%	57.5%	55.9%
正 味 事 業 費 率		25.6%	26.7%	27.1%	28.3%	28.5%
利 息 及 び 配 当 金 収 入 (対 前 期 増 減 率)		1,209 (17.7%)	1,268 (4.9%)	1,313 (3.6%)	1,327 (1.0%)	1,324 (△0.2%)
運 用 資 産 利 回 り (インカム利回)		1.17%	1.10%	1.03%	0.95%	0.85%
資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回)		1.19%	1.11%	1.03%	1.44%	1.15%
有 価 証 券 残 高		101,245	111,809	127,256	137,553	145,349
貸 付 金 残 高		-	-	-	-	-
責 任 準 備 金 残 高		78,043	86,508	95,704	106,173	117,077
資 本 金 (発 行 済 株 式 の 総 数)		20,000 (400千株)				
純 資 産 額		21,418	24,741	28,305	29,409	33,189
総 資 産 額		142,714	157,919	172,323	186,537	204,362
積 立 勘 定 として 経 理 され た 資 産 額		-	-	-	-	-
自 己 資 本 比 率		15.0%	15.7%	16.4%	15.8%	16.2%
配 当 性 向		-	-	50.0%	50.0%	50.0%
単 体 ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率		527.6%	629.6%	693.5%	730.8%	782.1%
従 業 員 数		1,090名	1,119名	1,178名	1,203名	1,235名

※本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

事業の概要

I 保険引受の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2015年度			2016年度			2017年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		348	0.4	4.6	245	0.2	△29.6	206	0.2	△15.9
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		8,679	9.2	1.2	8,767	8.9	1.0	8,679	8.1	△1.0
自 動 車		85,308	90.4	4.6	90,001	90.9	5.5	98,123	91.7	9.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		94,336	100.0	4.2	99,014	100.0	5.0	107,008	100.0	8.1
従 業 員 一 人 当 た り 元 受 正 味 保 険 料		80		△1.0	82		2.8	86		5.3

- (注) 1. 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)
 2. 従業員一人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数
 3. 当社には積立保険料はありません。

②受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2015年度			2016年度			2017年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		0	0.0	8.4	0	0.0	13.1	0	0.0	△21.2
海 上		44	2.6	△59.7	△2	△0.1	△105.5	0	0.1	-
傷 害		274	16.1	1.9	277	15.9	1.1	208	12.4	△24.9
自 動 車		2	0.2	2.5	2	0.2	0.7	2	0.2	2.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,384	81.1	3.6	1,460	84.0	5.5	1,469	87.4	0.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,705	100.0	△0.7	1,738	100.0	1.9	1,681	100.0	△3.3

(注) 受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

種 目	年 度	2015年度			2016年度			2017年度		
		金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災		304	61.8	5.7	220	46.2	△27.4	190	43.6	△13.8
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車		188	38.2	△11.6	257	53.8	36.9	245	56.4	△4.6
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		492	100.0	△1.7	478	100.0	△2.9	436	100.0	△8.8

(注) 支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

④正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2015年度			2016年度			2017年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		44	0.0	△2.8	24	0.0	△43.9	16	0.0	△34.4
海 上		44	0.0	△59.7	△2	△0.0	△105.5	0	0.0	-
傷 害		8,953	9.4	1.2	9,044	9.0	1.0	8,887	8.2	△1.7
自 動 車		85,123	89.1	4.6	89,746	89.5	5.4	97,880	90.4	9.1
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,384	1.4	3.6	1,460	1.5	5.5	1,469	1.4	0.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		95,549	100.0	4.2	100,274	100.0	4.9	108,254	100.0	8.0

(注) 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

年度		2015年度	2016年度	2017年度
区 分				
国 内 契 約		100.0	100.0	100.0
海 外 契 約		-	-	-

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

⑥解約返戻金

(単位：百万円)

年度		2015年度	2016年度	2017年度
種 目				
火 災		24	22	21
海 上		-	-	-
傷 害		0	0	0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		693	728	865
そ の 他		37	37	41
合 計		-	-	-
合 計		755	789	929

(注) 解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金

⑦元受正味保険金

(単位：百万円)

年度		2015年度		2016年度		2017年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		8	0.0	48	0.1	34	0.1
海 上		-	-	-	-	-	-
傷 害		2,340	5.0	2,481	5.1	2,578	5.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		44,507	95.0	46,500	94.8	48,808	94.9
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	-
合 計		46,856	100.0	49,030	100.0	51,421	100.0

(注) 元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

⑧受再正味保険金

(単位：百万円)

年度		2015年度		2016年度		2017年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		-	-	2	0.2	-	-
海 上		37	2.6	△7	△0.5	7	0.5
傷 害		131	9.2	134	9.4	113	7.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他		1,270	88.2	1,301	90.9	1,316	91.5
合 計		-	-	-	-	-	-
合 計		1,439	100.0	1,431	100.0	1,438	100.0

(注) 受再正味保険金=受再保険金-受再保険金戻入

⑨回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2015年度		2016年度		2017年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		7	3.8	44	16.0	28	7.5
海 上		△8	△4.6	△0	△0.2	5	1.3
傷 害		-	-	-	-	-	-
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	動 車	186	100.8	236	84.2	344	91.2
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		185	100.0	280	100.0	377	100.0

(注)回収再保険金=再保険金-再保険金割戻

⑩未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種 目 計	年 度	2015年度	2016年度	2017年度
(A) 年度開始時の未収再保険金		111(-)	80(-)	44(-)
(B) 当該年度に回収できる事由が発生した額		185(-)	251(-)	375(-)
(C) 当該年度回収等		216(-)	287(-)	415(-)
(D) 年度末の未収再保険金 (A) + (B) - (C)		80(-)	44(-)	4(-)

(注)1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	2015年度			2016年度			2017年度		
		金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災		1	0.0	65.7	6	0.0	117.5	6	0.0	247.1
海 上		46	0.1	103.7	△6	△0.0	-	2	0.0	308.8
傷 害		2,472	5.1	30.5	2,615	5.2	32.0	2,692	5.1	33.7
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	動 車	44,320	92.1	60.1	46,263	92.2	59.5	48,464	92.3	57.4
そ の 他		1,270	2.6	91.8	1,301	2.6	89.1	1,316	2.5	89.6
合 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		48,111	100.0	57.8	50,181	100.0	57.5	52,482	100.0	55.9

(注)1. 正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2015年度	2016年度	2017年度
保 險 引 受 に 係 る 事 業 費		25,862	28,352	30,803
保険引受に係る営業費及び一般管理費		24,347	26,706	29,032
諸手数料及び集金費		1,515	1,646	1,771
正 味 事 業 費 率		27.1%	28.3%	28.5%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

⑬ 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2015年度	2016年度	2017年度
保 険 引 受 収 益		95,612	100,330	108,316
保 険 引 受 費 用		67,798	70,553	74,419
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		24,347	26,706	29,032
そ の 他 収 支		3	△0	△1
保 険 引 受 利 益		3,470	3,070	4,863

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種 目	年 度	2015年度	2016年度	2017年度
火 災		△80	△326	△314
海 上		100	31	9
傷 害		△293	△1,013	△1,595
自 動 車		3,744	4,378	6,764
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—
そ の 他		—	—	—
合 計		3,470	3,070	4,863

⑭ 正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2015年度			2016年度			2017年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		65.7	140.7	206.4	117.5	1,232.7	1,350.2	247.1	1,785.3	2,032.3
海 上		103.7	13.2	116.9	—	—	—	308.8	267.4	576.2
傷 害		30.5	22.6	53.1	32.0	28.6	60.7	33.7	33.8	67.5
自 動 車		60.1	27.9	88.0	59.5	28.4	87.9	57.4	28.1	85.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		91.8	—	91.8	89.1	—	89.1	89.6	—	89.6
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		57.8	27.1	84.8	57.5	28.3	85.8	55.9	28.5	84.4

(注) 合算率=正味損害率+正味事業費率

⑮ 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2015年度			2016年度			2017年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		55.5	199.3	254.8	52.5	446.6	499.0	78.2	282.3	360.5
海 上		△159.4	13.1	△146.4	△279.2	39.7	△239.5	△1,048.2	262.4	△785.8
傷 害		57.0	42.9	99.9	60.9	53.9	114.9	63.8	63.8	127.6
(医 療)		(—)	/	/	(1,726.2)	/	/	(126.1)	/	/
(が ん)		(57.8)	/	/	(61.2)	/	/	(63.9)	/	/
(介 護)		(—)	/	/	(—)	/	/	(—)	/	/
(そ の 他)		(44.8)	/	/	(46.8)	/	/	(48.7)	/	/
自 動 車		63.8	28.4	92.3	62.4	29.2	91.6	60.6	28.9	89.6
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		63.3	29.3	92.7	62.3	30.9	93.2	60.8	30.9	91.7

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率=発生損害率+事業費率
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

⑩ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2016年度	3(-)	92.7(-)
2017年度	4(-)	92.1(-)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪ 出再保険料の格付ごとの割合

(単位: %)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2016年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)
2017年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

S&P社およびAMBest社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています。)

これら2社の格付がない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。(A3は、「A以上」に区分しています。)

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑫ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	2016年度	764百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 152百万円
	2017年度	995百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 -百万円

⑬ 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2013年度	28,341	13,848	15,274	△782
2014年度	32,869	14,101	18,619	148
2015年度	36,005	15,749	20,396	△139
2016年度	38,004	15,972	19,581	2,450
2017年度	38,805	16,593	20,206	2,005

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑩事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	46,674			45,821			46,374			49,703			51,918		
1年後	45,643	0.978	△1,030	46,268	1.010	446	44,408	0.958	△1,965	48,152	0.969	△1,551			
2年後	45,083	0.988	△560	45,647	0.987	△621	44,216	0.996	△191						
3年後	44,785	0.993	△298	45,319	0.993	△327									
4年後	44,841	1.001	56												
最終損害見積り額		44,841			45,319			44,216			48,152			51,918	
累計保険金		43,248			42,281			40,196			39,354			32,698	
支払備金		1,593			3,038			4,020			8,798			19,219	

[傷害保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	1,973			2,144			2,328			2,530			2,596		
1年後	2,009	1.018	35	2,107	0.983	△37	2,301	0.988	△26	2,524	0.998	△5			
2年後	2,012	1.002	3	2,113	1.003	6	2,310	1.004	8						
3年後	2,014	1.001	2	2,119	1.003	5									
4年後	2,016	1.001	1												
最終損害見積り額		2,016			2,119			2,310			2,524			2,596	
累計保険金		2,011			2,113			2,302			2,489			2,104	
支払備金		4			6			8			34			491	

[賠償保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
	金額	比率	変動												
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	-			-			-			-			-		
1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終損害見積り額		-			-			-			-			-	
累計保険金		-			-			-			-			-	
支払備金		-			-			-			-			-	

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

⑪契約者配当金の額 該当ありません。

Ⅱ 資産運用の状況

①資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目標としています。運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用等により、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

②運用資産の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預金	貯蓄	8,381	4.9	8,951	4.8	23,778	11.6
有価証券	債券	-	-	-	-	-	-
有価証券	債権	-	-	-	-	-	-
有価証券	債権	-	-	-	-	-	-
有価証券	債権	-	-	-	-	-	-
有価証券	債権	-	-	-	-	-	-
有価証券	債権	127,256	73.8	137,553	73.7	145,349	71.1
有価証券	債権	-	-	-	-	-	-
有価証券	債権	201	0.1	188	0.1	177	0.1
運用資産	合計	135,839	78.8	146,693	78.6	169,305	82.8
運用資産	合計	172,323	100.0	186,537	100.0	204,362	100.0

③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		金額	利回り(%)	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)
預貯金		1	0.02	0	0.00	0	0.00
コル		-	-	-	-	-	-
買現先勘		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証		-	-	-	-	-	-
買入金債		-	-	-	-	-	-
商品の有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		1,312	1.08	1,327	1.01	1,323	0.94
貸付金物		-	-	-	-	-	-
土地・建		-	-	-	-	-	-
小計		1,313	1.03	1,327	0.95	1,324	0.85
その他		0	-	0	-	0	-
合計		1,313	-	1,327	-	1,324	-
資産運用利回り(実現利回り)		-	1.03	-	1.44	-	1.15
(参考)時価総合利回り		-	2.05	-	0.32	-	1.77

(注)1. 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

3. 利回りの計算方法

(1)運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2)資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3)時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*-前期末評価差額*)

・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*

*税効果控除前の金額による。

④海外投融資残高

(単位:百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
外貨建	外国公社債	-	-	-	-	-	-
	外国株	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
円貨建	非居住者貸付	-	-	-	-	-	-
	外国公社債	197	100.0	197	100.0	197	100.0
	その他	-	-	-	-	-	-
	計	197	100.0	197	100.0	197	100.0
合計	計	197	100.0	197	100.0	197	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り(インカム利回り)	2.84%		2.82%		2.68%	
	資産運用利回り(実現利回り)	2.84%		2.82%		2.68%	
	(参考)時価総合利回り	2.84%		2.82%		2.68%	

(注)「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)」の「(注)3. 利回りの計算方法」と同様の方法により算出したものです。

Ⅲ 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		30,118	36,650	42,701	46,724	54,244
資本金または基金等		21,171	23,389	24,682	26,439	28,849
価格変動準備金		101	124	149	177	206
危険準備金		73	82	91	101	109
異常危険準備金		8,451	11,344	14,363	17,542	20,970
一般貸倒引当金		-	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		320	1,709	2,910	1,514	2,409
土地の含み損益		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額		-	-	-	-	-
負債性資本調達手段等		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		-	-	-	-	-
控除項目		-	-	-	-	-
その他の他		-	-	502	948	1,698
(B) 単体リスクの合計額		11,416	11,641	12,313	12,786	13,871
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$						
一般保険リスク (R ₁)		10,386	10,465	10,906	11,370	12,395
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		-	-	-	-	-
予定利率リスク (R ₃)		77	86	96	105	114
資産運用リスク (R ₄)		662	1,101	1,416	1,431	1,712
経営管理リスク (R ₅)		353	371	269	278	305
巨大災害リスク (R ₆)		649	737	1,033	1,033	1,036
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100		527.6%	629.6%	693.5%	730.8%	782.1%

(注) 上表の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

なお、2014年度末以前の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

●単体ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等

貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。

2. 価格変動準備金

貸借対照表の価格変動準備金です。

3. 危険準備金

貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」です。

4. 異常危険準備金

貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したものです。

5. 一般貸倒引当金

貸借対照表の貸倒引当金の一部である「一般貸倒引当金」です。当社は該当ありません。

6. その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)

その他有価証券(「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の有価証券)に係る評価差額金およびその評価差額金に対応する繰延ヘッジ損益の金額です。

7. 土地の含み損益

土地および借地権等の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額です。当社は該当ありません。

8. 払戻積立金超過額

貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」の超過積立額です。当社は該当ありません。

9. 負債性資本調達手段等

劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものです。当社は該当ありません。

10. 払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額

上記8. 9. の合計額が法令等に定める方法により計算された基準額を超過する場合、その超過した額を単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。

11. 控除項目

他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。

12. その他

貸借対照表の純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額等です。

【単体ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(単体リスクの合計額: 表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額: 表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

単体ソルベンシー・マージン比率(%) =

$$\frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

●「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①保険引受上の危険

(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

②予定利率上の危険(予定利率リスク)

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③資産運用上の危険(資産運用リスク)

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④経営管理上の危険(経営管理リスク)

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

●「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「PwCあらた有限責任監査法人」の監査を受けています。

I 財務諸表

①貸借対照表

<資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2016年度(2017年3月31日現在)		2017年度(2018年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)						
現金及び預貯金		8,951	4.80	23,778	11.64	14,827
現金		0		0		
預貯金		8,951		23,778		
有価証券		137,553	73.74	145,349	71.12	7,795
国債		84,455		82,422		
地方債		29,308		34,954		
社債		21,544		24,750		
株式		2,046		3,023		
外国証券		197		197		
有形固定資産		3,399	1.82	2,407	1.18	△991
建物		188		177		
建設仮勘定		22		-		
その他の有形固定資産		3,188		2,229		
無形固定資産		6,529	3.50	6,196	3.03	△332
ソフトウェア		5,833		5,008		
ソフトウェア仮勘定		144		1,178		
その他の無形固定資産		550		9		
その他資産		22,125	11.86	17,149	8.39	△4,976
未収保険料		1,270		1,238		
再保険貸		36		4		
外国再保険貸		8		0		
未収金		15,097		10,432		
未収収益		149		149		
預託金		506		493		
仮払金		5,056		4,831		
繰延税金資産		7,978	4.28	9,480	4.64	1,502
資産の部合計		186,537	100.00	204,362	100.00	17,824

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2016年度(2017年3月31日現在)		2017年度(2018年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金		144,514	77.47	156,612	76.63	12,098
支 払 備 金		38,340		39,535		
責 任 準 備 金		106,173		117,077		
そ の 他 負 債		9,877	5.29	11,553	5.65	1,676
再 保 険 借		68		55		
外 国 再 保 険 借		5		10		
未 払 法 人 税 等		1,746		2,363		
預 り 金		65		66		
未 払 金		3,021		3,761		
仮 受 金		4,969		5,295		
退 職 給 付 引 当 金		1,440	0.77	1,667	0.82	227
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		36	0.02	-	-	△36
賞 与 引 当 金		1,082	0.58	1,132	0.55	50
特 別 法 上 の 準 備 金		177	0.10	206	0.10	29
価 格 変 動 準 備 金		177		206		
負 債 の 部 合 計		157,128	84.23	171,173	83.76	14,044
(純資産の部)						
資 本 金		20,000	10.72	20,000	9.79	-
資 本 剰 余 金		3,389	1.82	3,389	1.66	-
資 本 準 備 金		3,389		3,389		
利 益 剰 余 金		4,808	2.58	7,872	3.85	3,063
利 益 準 備 金		258		610		
そ の 他 利 益 剰 余 金		4,549		7,261		
繰 越 利 益 剰 余 金		4,549		7,261		
株 主 資 本 合 計		28,197	15.12	31,261	15.30	3,063
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,211	0.65	1,927	0.94	715
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		1,211	0.65	1,927	0.94	715
純 資 産 の 部 合 計		29,409	15.77	33,189	16.24	3,779
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		186,537	100.00	204,362	100.00	17,824

【貸借対照表の注記(2017年度)】

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
 - 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっています。
 - その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
- 有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。
- 無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法により償却しています。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
- 退職給付引当金は、従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理しています。過去勤務費用は、その発生時に一時の費用として処理しています。

- 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 金融商品に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っています。金融資産については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債を中心とした投資資産を保有しています。
- 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として有価証券と未収金です。これらは金利・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少または消失し、損失を被る信用リスクに晒されています。有価証券は主に日本国債、地方債であり、その他にも事業債、円貨建で外国債券および政策投資として取得した株式を保有しています。未収金は保険料の収納代行先に対する債権です。
- 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を業務執行部門が随時行うとともに、リスク管理部門が別途定期的に実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、取引先管理に関する規程に沿って低減を図っています。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。
 - 価格変動リスクの管理

当社は、政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預貯金	23,778	23,778	-
② 有価証券			
満期保有目的の債券	79,078	95,940	16,862
その他有価証券	66,270	66,270	-
③ 未収金	10,432	10,432	-
資産計	179,560	196,422	16,862

(注) 金融商品の時価の算定方法

- 現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- 有価証券

時価は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。
- 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- 有形固定資産の減価償却累計額は4,137百万円です。
- 関係会社に対する金銭債権総額は2百万円、金銭債務総額は144百万円です。
- 繰延税金資産の総額は10,230百万円、繰延税金負債の総額は749百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金5,767百万円、支払備金1,954百万円です。
- (1) 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	39,957百万円
同上にかかる出再支払備金	894百万円
差引(イ)	39,063百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	471百万円
計(イ+ロ)	39,535百万円
- (2) 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	95,314百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,561百万円
差引(イ)	93,752百万円
その他の責任準備金(ロ)	23,324百万円
計(イ+ロ)	117,077百万円
- 1株当たりの純資産額は、82,973円14銭です。算定上の基礎である純資産額は33,189百万円であり、期末発行済株式数は400千株です。
- 退職給付に関する事項は次のとおりです。
 - 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△1,784百万円
未認識数理計算上の差異	116百万円
退職給付引当金	△1,667百万円
 - 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.3%
数理計算上の差異の処理年数	10年
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

②損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度		比較増減
	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	
経 常 収 益	102,333	110,092	7,758
保 険 引 受 収 益	100,330	108,316	7,986
正 味 収 入 保 険 料	100,274	108,254	7,979
積 立 保 険 料 等 運 用 益	55	62	7
資 産 運 用 収 益	1,957	1,731	△226
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1,327	1,324	△3
有 価 証 券 売 却 益	685	470	△215
有 価 証 券 償 還 益	0	-	△0
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△55	△62	△7
そ の 他 経 常 収 益	45	43	△2
経 常 費 用	97,336	103,517	6,181
保 険 引 受 費 用	70,553	74,419	3,866
正 味 支 払 保 険 金	50,181	52,482	2,301
損 害 調 査 費	7,458	8,067	608
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,646	1,771	125
支 払 備 金 繰 入 額	798	1,194	396
責 任 準 備 金 繰 入 額	10,469	10,903	434
資 産 運 用 費 用	0	-	△0
有 価 証 券 売 却 損	0	-	△0
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	26,763	29,096	2,332
そ の 他 経 常 費 用	19	2	△17
経 常 利 益	4,996	6,574	1,577
特 別 利 益	-	-	-
特 別 損 失	47	35	△12
固 定 資 産 処 分 損	19	5	△13
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	27	29	1
価 格 変 動 準 備 金	27	29	1
税 引 前 当 期 純 利 益	4,949	6,539	1,589
法 人 税 及 び 住 民 税	2,669	3,497	828
法 人 税 等 調 整 額	△1,235	△1,780	△545
法 人 税 等 合 計	1,434	1,717	282
当 期 純 利 益	3,515	4,821	1,306

【損益計算書の注記(2017年度)】

- 関係会社との取引による費用総額は597百万円、収益総額は該当ありません。
- (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	108,690百万円
支払再保険料	436百万円
差引	108,254百万円
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	52,860百万円
回収再保険金	377百万円
差引	52,482百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	1,823百万円
出再保険手数料	51百万円
差引	1,771百万円
- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,094百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 99百万円
差引(イ)	1,194百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	0百万円
計(イ+ロ)	1,194百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	7,231百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△ 22百万円
差引(イ)	7,254百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	3,649百万円
計(イ+ロ)	10,903百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	1,323百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	1,324百万円

- 1株当たりの当期純利益金額は、12,054円60銭です。
算定上の基礎である当期純利益は4,821百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。
また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。
- 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	201百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の費用処理額	16百万円
過去勤務費用の費用処理額	67百万円
退職給付費用	291百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	185百万円
計	477百万円
- 当事業年度における法定実効税率は28.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は26.3%です。
差異の主要な内訳は、所得拡大促進税制による税額控除3.0%です。

- 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。
兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社フロンテッジ	なし	業務委託	メディア・プランニング業務等の委託	6,254	未払金	746
親会社の子会社	ソニー・ペイメントサービス株式会社	なし	業務委託	収納代行業務の委託に伴う保険料の収納	-	未収金	7,092
				収納代行業務の委託手数料	1,194	未払金	2

- (注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
取引条件につきましては、一般の取引条件を参考として決定しています。

- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③株主資本等変動計算書

【2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)】

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	20,000	3,389	3,389	-	2,586	2,586	25,976
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	258	△1,552	△1,294	△1,294
当期純利益	-	-	-	-	3,515	3,515	3,515
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	258	1,962	2,221	2,221
当期末残高	20,000	3,389	3,389	258	4,549	4,808	28,197

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,328	2,328	28,305
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△1,294
当期純利益	-	-	3,515
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,116	△1,116	△1,116
当期変動額合計	△1,116	△1,116	1,104
当期末残高	1,211	1,211	29,409

[2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)]

(単位:百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	20,000	3,389	3,389	258	4,549	4,808	28,197
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	351	△2,109	△1,758	△1,758
当期純利益	-	-	-	-	4,821	4,821	4,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	351	2,712	3,063	3,063
当期末残高	20,000	3,389	3,389	610	7,261	7,872	31,261

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,211	1,211	29,409
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△1,758
当期純利益	-	-	4,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	715	715	715
当期変動額合計	715	715	3,779
当期末残高	1,927	1,927	33,189

【株主資本等変動計算書の注記(2017年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

発 行 済 株 式	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発 行 済 普 通 株 式	400	-	-	400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月11日 取締役会	普通株式	1,758	4,395	2017年3月31日	2017年6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会	普通株式	2,412	利益剰余金	6,030	2018年3月31日	2018年6月21日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度		比較増減
	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益	4,949	6,539	1,589
減価償却費	3,493	3,927	434
支払備金の増減額(△は減少)	798	1,194	396
責任準備金の増減額(△は減少)	10,469	10,903	434
退職給付引当金の増減額(△は減少)	158	227	69
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△7	△36	△29
賞与引当金の増減額(△は減少)	125	50	△75
価格変動準備金の増減額(△は減少)	27	29	1
利息及び配当金収入	△1,327	△1,324	3
有価証券関係損益(△は益)	△685	△470	215
有形固定資産関係損益(△は益)	0	5	5
無形固定資産関係損益(△は益)	19	-	△19
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△1,764	4,987	6,752
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,369	956	△412
小計	17,626	26,990	9,364
利息及び配当金の受取額	1,642	1,654	12
法人税等の支払額	△2,376	△2,909	△533
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,892	25,735	8,843
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△24,161	△33,558	△9,396
有価証券の売却・償還による収入	11,630	26,875	15,244
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△12,530	△6,682	5,848
有形固定資産の取得による支出	△460	△148	312
その他	△3,092	△2,318	773
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,084	△9,150	6,933
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△1,294	△1,758	△464
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,294	△1,758	△464
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△486	14,827	15,313
現金及び現金同等物期首残高	9,437	8,951	△486
現金及び現金同等物期末残高	8,951	23,778	14,827

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2017年度)】

- キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2018年3月31日現在)
現金及び預貯金 23,778百万円
現金及び現金同等物 23,778百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業にかかる資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目		年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
資産の部	現金及び預貯金		8,381	8,951	23,778
	有価証券		127,256	137,553	145,349
	有形固定資産		4,024	3,399	2,407
	無形固定資産		5,988	6,529	6,196
	その他資産		20,363	22,125	17,149
繰延税金資産		6,308	7,978	9,480	
資産の部合計			172,323	186,537	204,362
負債及び純資産の部	保険引当金		133,246	144,514	156,612
	その他の負債		8,339	9,877	11,553
	退職給付引当金		1,281	1,440	1,667
	賞与引当金		44	36	-
	評価変動準備金		956	1,082	1,132
	負債の部合計		144,018	157,128	171,173
	純資産の部		20,000	20,000	20,000
	資本剰余金		3,389	3,389	3,389
	利益剰余金		2,586	4,808	7,872
	株主資本合計		25,976	28,197	31,261
その他の有価証券評価差額金		2,328	1,211	1,927	
評価・換算差額等合計		2,328	1,211	1,927	
純資産の部合計			28,305	29,409	33,189
負債及び純資産の部合計			172,323	186,537	204,362

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目		年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益			96,905	102,333	110,092
保険引当金受取益			95,612	100,330	108,316
(うち正味収入保険料)			95,549	100,274	108,254
資産運用収益			1,263	1,957	1,731
(うち利息及び配当金収入)			1,313	1,327	1,324
(うち有価証券売却益)			12	685	470
その他経常収益			29	45	43
経常費用			92,225	97,336	103,517
保険引当金受取費用			67,798	70,553	74,419
(うち正味支払保険金)			48,111	50,181	52,482
(うち損害調査費用)			7,098	7,458	8,067
(うち諸手数料及び集金費用)			1,515	1,646	1,771
資産運用費用			4	0	-
(うち有価証券売却損)			4	0	-
営業費及び一般管理費用			24,418	26,763	29,096
その他経常費用			3	19	2
経常利益			4,680	4,996	6,574
特別利益			-	-	-
特別損失			890	47	35
税引前当期純利益			3,790	4,949	6,539
法人税及び住民税			2,417	2,669	3,497
法人税等調整額			△1,213	△1,235	△1,780
法人税等合計			1,203	1,434	1,717
当期純利益			2,586	3,515	4,821

⑥1株当たり配当金等の推移

区 分	年 度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
1株当たり配当額		3,235円00銭	4,395円00銭	6,030円00銭
1株当たり当期純利益		6,466円89銭	8,788円78銭	12,054円60銭
配当性向		50.0%	50.0%	50.0%
従業員一人当たり総資産		146百万円	155百万円	165百万円

II 資産・負債の明細

①現金及び預貯金

(単位:百万円)

区 分	年 度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
現金		0	0	0
預貯金		8,381	8,951	23,778
郵便振替・郵便貯金		6	5	8
当座預金		—	—	—
普通預金		8,375	8,445	23,269
通知預金		—	—	—
定期預金		—	500	500
合 計		8,381	8,951	23,778

②商品有価証券 該当ありません。

③保有有価証券

(単位:百万円)

区 分	年 度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債		82,427	64.8	84,455	61.4	82,422	56.7
地方債		27,207	21.4	29,308	21.3	34,954	24.0
社債		12,660	9.9	21,544	15.7	24,750	17.0
株式		3,708	2.9	2,046	1.5	3,023	2.1
外国証券		197	0.2	197	0.1	197	0.1
その他の証券		1,055	0.8	—	—	—	—
合 計		127,256	100.0	137,553	100.0	145,349	100.0

④保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

区 分	年 度	2015年度	2016年度	2017年度
公社債		1.10	1.01	0.93
株式		—	1.08	0.96
外国証券		2.84	2.82	2.68
その他の証券		0.03	0.01	—
合 計		1.08	1.01	0.94
資産運用利回り		1.09	1.53	1.27
(参考)時価総合利回り		2.16	0.34	1.95

⑤有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2016年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	5,720	18,157	5,224	98	72	55,182	84,455
地 方	債	8,760	11,575	5,587	1,523	854	1,007	29,308
社 債	債	3,716	10,653	5,267	301	100	1,505	21,544
株 式	式	—	—	—	—	—	2,046	2,046
外 国 証 券	券	—	101	—	96	—	—	197
そ の 他 の 証 券	券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	計	18,196	40,487	16,079	2,018	1,028	59,741	137,553

(単位：百万円)

区 分	年 度	2017年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	9,512	13,352	98	—	698	58,760	82,422
地 方	債	7,372	15,252	10,711	200	710	707	34,954
社 債	債	5,332	11,734	5,876	201	100	1,505	24,750
株 式	式	—	—	—	—	—	3,023	3,023
外 国 証 券	券	—	100	96	—	—	—	197
そ の 他 の 証 券	券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	計	22,218	40,440	16,782	401	1,510	63,996	145,349

⑥業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	2016年度末			2017年度末		
		株 数	金 額	構成比(%)	株 数	金 額	構成比(%)
金 融 保 険 業		0	2,046	100.0	0	3,023	100.0
合 計	計	0	2,046	100.0	0	3,023	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

⑦貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑧担保別貸付金残高

該当ありません。

⑨用途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑫リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
		破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—	—	
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	
合 計	計	—	—	—

(注) 1. 破 綻 先 債 権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

2. 延 滞 債 権

未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3. 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4. 貸付条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、1. から3. までに掲げる債権に該当しないものです。

⑬債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権		—	—	—
危 険 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		—	—	—
合 計		—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権 3か月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く)であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で1.および2.に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金に該当しない債権です。
4. 正常債権 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
土 地		—	—	—
営 業 用 資 産		—	—	—
賃 貸 用 資 産		—	—	—
建 物		201	188	177
営 業 用 資 産		201	188	177
賃 貸 用 資 産		—	—	—
建 設 仮 勘 定		181	22	—
営 業 用 資 産		181	22	—
賃 貸 用 資 産		—	—	—
計		382	211	177
営 業 用 資 産		382	211	177
賃 貸 用 資 産		—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		3,641	3,188	2,229
有 形 固 定 資 産 合 計		4,024	3,399	2,407

⑮特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支 該当ありません。

⑩ 保険契約準備金

[支払備金]

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末
		火災	3	0	1	1
海傷	108	135	17	10	△1	
自損	575	690	654	680	694	
自動車損害賠償責任	31,575	34,369	36,388	37,176	38,363	
その他	435	469	480	471	471	
合 計	—	—	—	—	—	
合 計	計	32,698	35,665	37,542	38,340	39,535

[責任準備金]

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末
		火災	352	388	421	439
海傷	91	14	24	2	0	
自損	34,358	38,784	43,315	47,861	52,329	
自動車損害賠償責任	41,754	45,690	50,143	55,848	62,074	
その他	1,486	1,630	1,799	2,023	2,237	
合 計	—	—	—	—	—	
合 計	計	78,043	86,508	95,704	106,173	117,077

[責任準備金残高の内訳]

(単位:百万円)

種 目	区 分	2016年度末					合 計
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者記当準備金等	
火災	災	390	47	0	—	—	439
海傷	上	0	2	—	—	—	2
自損	害	44,713	3,045	100	1	—	47,861
自動車損害賠償責任	車	41,393	14,447	—	6	—	55,848
その他	損	2,023	—	—	—	—	2,023
合 計	害	—	—	—	—	—	—
合 計	計	88,521	17,542	101	8	—	106,173

(単位:百万円)

種 目	区 分	2017年度末					合 計
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者記当準備金等	
火災	災	384	50	0	—	—	435
海傷	上	—	0	—	—	—	0
自損	害	48,889	3,330	109	—	—	52,329
自動車損害賠償責任	車	44,478	17,589	—	6	—	62,074
その他	損	2,237	—	—	—	—	2,237
合 計	害	—	—	—	—	—	—
合 計	計	95,990	20,970	109	6	—	117,077

(注)地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

⑪ 責任準備金積立水準

区 分	年 度	2016年度	2017年度
		積立方式	標準責任準備金対象契約
	標準責任準備金対象外契約	—	—
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

⑱引当金明細表

[2016年度]

(単位:百万円)

区分	2015年度末 残高	2016年度 増加額	2016年度減少額		2016年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	44	6	14	-	36
賞与引当金	956	1,082	956	-	1,082
価格変動準備金	149	27	-	-	177

[2017年度]

(単位:百万円)

区分	2016年度末 残高	2017年度 増加額	2017年度減少額		2017年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	36	-	36	-	-
賞与引当金	1,082	1,132	1,082	-	1,132
価格変動準備金	177	29	-	-	206

⑲貸付金償却の額 該当ありません。

⑳資本金等明細表 資本金等明細表につきましては、58,59ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

Ⅲ 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

区分	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等		12	4	-	6	0	-	14	-	-
株式		-	-	-	679	-	-	455	-	-
外国証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		12	4	-	685	0	-	470	-	-

②売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③固定資産処分損益

(単位:百万円)

区分	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物		-	0	-	0	-	5
その他の有形固定資産		-	0	-	0	-	0
無形固定資産		-	864	-	19	-	-
合計		-	864	-	19	-	5

④事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2015年度	2016年度	2017年度
人 件 費		9,438	9,875	10,176
物 件 費		21,352	23,504	26,072
税 金		726	841	914
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		1,515	1,646	1,771
合 計		33,033	35,867	38,934

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

⑤減価償却費明細表

[2016年度]

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	2016年度 償却額	償却累計額	2016年度末 残高
建 物	597	27	408	188
営 業 用	597	27	408	188
賃 貸 用	-	-	-	-
その他の有形固定資産	5,810	1,058	2,622	3,188
ソフトウェア	20,260	1,856	14,426	5,833
その他の無形固定資産	1,113	550	562	550
合 計	27,781	3,493	18,020	9,761

[2017年度]

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	2017年度 償却額	償却累計額	2017年度末 残高
建 物	609	29	431	177
営 業 用	609	29	431	177
賃 貸 用	-	-	-	-
その他の有形固定資産	5,936	1,088	3,706	2,229
ソフトウェア	20,937	1,502	15,929	5,008
その他の無形固定資産	1,879	1,307	1,869	9
合 計	29,362	3,927	21,936	7,425

Ⅳ 時価情報等

①有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

種 類		2016年度末			2017年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公 社 債	71,765	87,810	16,045	74,383	91,556	17,172
	外 国 証 券	197	215	18	197	211	13
	小 計	71,962	88,026	16,063	74,581	91,767	17,185
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公 社 債	3,873	3,424	△449	4,496	4,173	△323
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	3,873	3,424	△449	4,496	4,173	△323
合 計	計	75,836	91,451	15,614	79,078	95,940	16,862

[子会社株式および関連会社株式] 該当ありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

種類	2016年度末			2017年度末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	45,082	44,900	181	40,245	40,151	93
	株式	2,046	529	1,517	3,023	412	2,610
	小計	47,129	45,430	1,698	43,268	40,564	2,704
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	14,587	14,603	△15	23,002	23,029	△27
	株式	-	-	-	-	-	-
	小計	14,587	14,603	△15	23,002	23,029	△27
合 計	61,716	60,033	1,683	66,270	63,593	2,677	

[当年度中に売却したその他有価証券]

(単位:百万円)

種類	2016年度			2017年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	1,885	6	0	4,622	14	-
株式	937	679	-	573	455	-
合 計	2,823	685	0	5,195	470	-

- ② 金銭の信託 該当ありません。
- ③ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) 該当ありません。
- ④ 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。
- ⑤ 先物外国為替取引 該当ありません。
- ⑥ 有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) 該当ありません。
- ⑦ 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに限る) 該当ありません。

V 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2017年4月1日から2018年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社
代表取締役社長 丹羽 淳雄

1. 私は、当社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第20期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

VI その他

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。

株主・株式の状況

①基本事項

- 定時株主総会開催時期 事業年度終了後4カ月以内
- 決算期日 毎年3月31日
- 公告の方法 電子公告（公告掲載URL <https://from.sonysonpo.co.jp/company/fr05070.html>）

*電子公告できない場合、東京都において発行される日本経済新聞に掲載します。

②株式分布状況および上位10名の株主

(2018年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町1-9-2	40万株	100%

③資本金の推移および最近の新株の発行

(2018年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	—	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

取締役・監査役および執行役員一覧

取締役・監査役一覧

(2018年7月1日現在)

役職名	氏名	ソニーフィナンシャルグループでの重要な兼職状況 ^{*1}
代表取締役社長	にわ 丹羽 あつお 淳雄 *2	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役
代表取締役	ふくもと 福本 としひこ 俊彦 *2	—
取締役	いしい 石井 しげる 茂	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役社長 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役
取締役	いとう 伊藤 ゆたか 裕	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー・ライフケア株式会社 取締役
常勤監査役	おさだ 長田 けんいち 兼一	ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	はやせ 早瀬 やすゆき 保行	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	のなか 野中 たけとし 武敏	ソニー生命保険株式会社 常勤監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	すぎやま 杉山 しんじ 慎治	ソニー銀行株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役

* 1 上表記載のソニーフィナンシャルグループとは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社およびその傘下にあるソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社を指します。

* 2 執行役員を兼務

執行役員一覧

(2018年7月1日現在)

役職名	氏名	担当部門
社長 執行役員	にわ 丹羽 あつお 淳雄	監査部、お客様の声対応推進部担当
専務 執行役員	ふくもと 福本 としひこ 俊彦	カスタマー企画管理部、カスタマーセンター、 総務人事部、人財開発部担当
常務 執行役員	いしい 石井 たかゆき 隆行	ダイレクトマーケティング部、タイアップマーケティング部、 CXデザイン部、業務企画室担当
執行役員	はせがわ 長谷川 とおる 徹	経営企画部、経理部、財務部、 経営数理部担当
執行役員	はまば 濱場 よういち 洋一	損害サービス業務部、事故サポート部、 損害サービス第1部、損害サービス第2部、損害サービス支払審査室担当
執行役員	ひらの 平野 まさみち 真道	コンプライアンス部、業務管理部担当 業務管理部長委嘱
執行役員	しもだ 下田 せいじ 誠司	商品企画部、商品数理部担当 商品企画部長委嘱
執行役員	はら 原 けいこ 佳子	システム企画部担当 システム企画部長委嘱

会社の組織



サービスネットワーク(2018年5月現在)
弁護士ネット 約115カ所 提携修理工場 約410カ所

* 部以下の組織は、お客様に直接サービスを提供する拠点等を中心に掲載しています。
なお、拠点等はおお客様にご案内している名称で掲載しているため、実際の課名称等と異なる場合があります。
(2018年7月末現在)

従業員の状況

従業員の状況

(2018年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合計	1,235名	38.6歳	7.0年	38.8千円

- (*) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
2. 平均給与月額は2018年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

採用方針

「既存のやり方にとらわれず、人がやらないこと、新しいことに挑戦したい」という気持ちを持ち、思考力・行動力・協働力を発揮して「ソニー損保ならではの」商品やサービスをともに創っていける人財の採用を目指しています。

<新卒採用者数の推移>

区分	全国勤務型社員	エリア限定型社員	合計
2016年4月入社	11名	22名	33名
2017年4月入社	8名	16名	24名
2018年4月入社	12名	27名	39名

福利厚生

法律で定められている健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を整備しています。

年次有給休暇(初年度15日/計画取得あり/一部時間単位取得可)/慶弔休暇/産前・産後休暇/パパママ休暇/育児休暇/介護休暇/持株会制度/財形貯蓄制度/退職金制度/ソニー健康保険組合関連施設(ラフォーレ倶楽部、契約フィットネスクラブ等)/転勤社宅制度等

損害保険用語の解説(50音順)

■解約返戻金

保険契約を解約した場合に、受取ることができるお金のことで、保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額が異なります。

■価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として、あらかじめ積立てる準備金をいいます。

■過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

■過失割合

保険事故における過失(不注意等)の割合をいい、損害額の算定に影響を及ぼします。

■契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等による解除の際は契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

■契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故(戦争・暴動など)によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

■告知義務

保険契約の締結の際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る、また、保険会社からの質問に正しくお答えいただく(不実を申し出ない)義務をいいます。

■再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

■時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。自動車保険においては、市場販売価格相当額(同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗程度の自動車の価格相当額)をいいます。

■事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

■地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および、地方税法に則り、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

■支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のことをいいます。

■正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

■責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

■全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

■損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出などを行っています。

■損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

■通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

■被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

■分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

■保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

■保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

■保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

■保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

■保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払備金、責任準備金などがあります。

■保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

■保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

■保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

■保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更する特約とがあります。

■保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことで、保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

■免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責といいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」などの見出しで説明されています。保険事故が発生しても、免責となっている事項に該当する場合は補償されません。

■免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小さな損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

I 保険会社の概況および組織

経営の組織	71
上位10名の株主	69
取締役および監査役	70

II 保険会社の主要な業務の内容

32~42

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	16~19
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	44
・ 経常収益	
・ 経常利益または経常損失	
・ 当期純利益または当期純損失	
・ 資本金の額および発行済株式の総数	
・ 純資産額	
・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額	
・ 責任準備金残高	
・ 貸付金残高	
・ 有価証券残高	
・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率(単体ソルベンシー・マージン比率)	
・ 配当性向	
・ 従業員数	
・ 正味収入保険料の額	

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	45
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	45
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額	46,48
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	46,47
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	46,47

(2) 保険契約に関する指標等

● 契約者(社員)配当金の額	50
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
● 出再を行った再保険者の数	49
● 出再保険料の上位5社の割合	49
● 出再保険料の格付ごとの割合	49
● 未収再保険金の額	47

(3) 経理に関する指標等

● 支払備金の額および責任準備金の額	65
● 責任準備金積立水準	65
● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 貸付金償却の額	66
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	49
● 事業費	67

(4) 資産運用に関する指標等

● 資産運用の概況	50
● 利息配当収入の額および運用利回り	51
● 海外投融資残高および構成比	51
● 海外投融資利回り	51
● 商品有価証券の平均残高および売買高	62
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	62
● 保有有価証券利回り	62

● 有価証券の種類別の残存期間別残高	63
● 業種別保有株式の額	63
● 貸付金の残存期間別の残高	63
● 担保別貸付金残高	63
● 用途別の貸付金残高および構成比	63
● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64

(5) 特別勘定に関する指標等

● 特別勘定資産残高	64
● 特別勘定資産	64
● 特別勘定の運用収支	64

4 責任準備金の残高の内訳

5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	49
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50

IV 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	24~26
2 法令遵守の体制	22
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	26
4 指定損害保険業務紛争解決機関の名称	11

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

● 貸借対照表	54~56
● 損益計算書	57,58
● キャッシュ・フロー計算書	60
● 株主資本等変動計算書	58,59

2 リスク管理債権

・ 破綻先債権
・ 延滞債権
・ 3カ月以上延滞債権
・ 貸付条件緩和債権
・ リスク管理債権の合計額

3 債務者区分に基づいて区分された債権

・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
・ 危険債権
・ 要管理債権
・ 正常債権

4 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

● 有価証券	67,68
● 金銭の信託	68
● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	68
● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
● 先物外国為替取引	68
● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	68
● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	68

6 その他

● 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨	54
--	----

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2018

2018年7月発行

ソニー損害保険株式会社 経営企画部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300(代表)

<https://www.sonysonpo.co.jp/>

本冊子に掲載されている商標「Feel the Difference」、「S・mile工房」、「おりでも特約」、「SURE」、「コミュニケーションボード」、「やさしい運転 キャッシュバック型」、「ドライブカウンタ」、「ZiPPi」はソニー損保の登録商標です。このほか、本冊子に掲載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。

